

障害福祉サービス事業等

申請手続きのてびき

令和8年5月

神戸市福祉局監査指導課

この資料は、令和8年5月時点の制度等に基づき作成したものです。

最新情報は市ホームページ等でご確認ください。

◆指定申請の手続き

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shiteshinse.html>

I	概要	- 1 -
1.	はじめに	- 1 -
2.	障害者総合支援法等におけるサービス体系	- 1 -
3.	指定の要件	- 2 -
4.	他法令の遵守	- 4 -
5.	障害福祉サービス等情報公表制度	- 6 -
II	指定申請・届出の流れ	- 7 -
1.	各種申請・届出の提出期限	- 7 -
2.	指定のスケジュール	- 8 -
III	指定基準等に関する考え方	- 10 -
1.	指定基準等	- 10 -
2.	用語の定義等	- 11 -
3.	勤務形態一覧表における勤務形態と時間数の表記の仕方	- 14 -
IV	サービスごとの留意点	- 15 -
1.	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	- 15 -
2-1.	日中活動系 共通事項	- 22 -
2-2.	療養介護	- 32 -
2-3.	生活介護	- 32 -
2-4.	自立訓練（機能訓練）	- 33 -
2-5.	自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を実施しない場合）	- 33 -
2-6.	自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を実施する場合）	- 33 -
2-7.	就労選択支援	- 34 -
2-8.	就労移行支援	- 34 -
2-9.	就労継続支援（A型）	- 35 -
2-10.	就労継続支援（B型）	- 35 -
3.	就労定着支援	- 35 -
4.	自立生活援助	- 36 -
5.	共同生活援助（グループホーム）	- 37 -
6.	短期入所	- 42 -
7.	共生型サービス	- 43 -
8.	基準該当事業所	- 45 -
9.	相談支援事業者の指定	- 46 -
V	その他	- 51 -
1.	業務管理体制整備にかかる届出	- 51 -
2.	神戸市ホームページ（各種様式等の掲載ページ）	- 52 -
3.	主な法令・通知	- 53 -

【改訂事項】

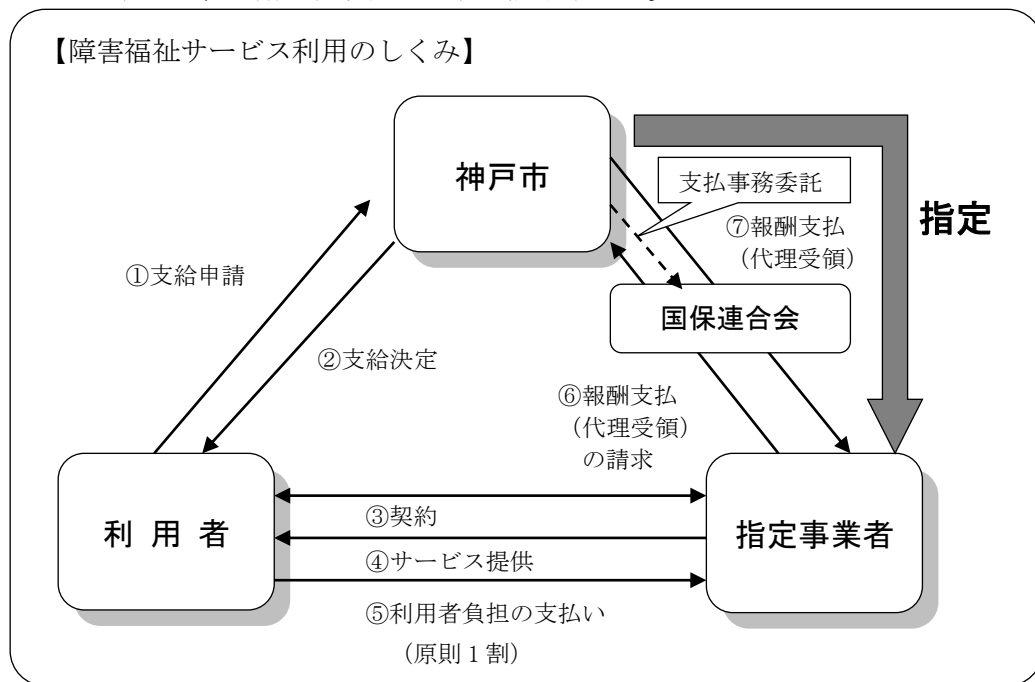
版	内容	関係頁
令和8年5月	必要書類から「防火対象物使用開始（変更）届出書（写し）」を削除	p. 4
	必要書類から「駐車場の契約書の写し、地図、写真」を削除	p. 5
	「指定通知までの流れ」を追加	p. 8
	常勤の勤務すべき時間数の考え方を補記	p. 14
	サービス管理責任者の資格要件、みなし配置の要件、OJT 期間の短縮要件等を補記	p. 24-25
	「同一法人による複数の事業所の取扱い」を追加	p. 30-31
	多目的室の面積要件を削除	p. 33
	1つの建物に複数の共同生活住居を設置できる場合について補記	p. 37
	「指定の単位」に図解を追加	p. 38
	相談支援専門員の資格要件を補記	p. 49

I 概要

1. はじめに

障害福祉サービス事業等を提供する事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下このてびきにおいて「法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（指定都市及び中核市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。

このてびきは、障害福祉サービス事業等の指定を受けるために必要な要件や、手続の方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読み下さい。



2. 障害者総合支援法等におけるサービス体系

障害福祉サービス		
【介護給付】法第 28 条第 1 項		
○ 居宅介護	○ 療養介護	○ 施設入所支援
○ 重度訪問介護	○ 生活介護	
○ 同行援護 (H23. 10～)	○ 短期入所	
○ 行動援護	○ 重度障害者等包括支援	
【訓練等給付】法第 28 条第 2 項		
○ 自立訓練 (機能訓練)	○ 就労継続支援 (A 型)	○ 自立生活援助 (H30. 4～)
○ 自立訓練 (生活訓練)	○ 就労継続支援 (B 型)	○ 共同生活援助
○ 就労移行支援	○ 就労定着支援 (H30. 4～)	○ 就労選択支援 (R7. 10～)
相談支援		
【地域相談支援給付】法第 51 条の 14 第 1		【計画相談支援給付】法第 51 条の 17 第 1 項
○ 地域移行支援	○ 地域定着支援	○ 計画相談支援
【障害児相談支援給付】児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項		
○ 障害児相談支援		

3. 指定の要件

障害福祉サービス事業等の指定を受けるためには、障害者総合支援法及び神戸市の条例等の規定に基づき、以下の要件のいずれも満たしている必要があります。

- 法人格を有すること
- 下記指定基準を満たすこと

指定は、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行われます。

(1) 事業者・施設の責務（障害者総合支援法第 42 条、第 51 条の 22）

- ① 関係機関との連携を図りつつ、障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じてサービス提供を効果的に行うように努めること。
- ② 提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
- ③ 障害者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

(2) 指定基準（障害者総合支援法第 43 条、第 44 条、第 51 条の 23、第 51 条の 24）

サービス種別毎に以下の 3 つの視点から、指定基準が定められています。

指定後も指定基準を遵守する必要があります。

- ・ 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- ・ 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- ・ 運営基準（サービス提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

(3) 最低基準

障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）については、最低基準も満たしていただく必要があります。

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対して、神戸市は、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができます。

（法第 49 条、第 50 条、第 51 条の 28、第 51 条の 29）

※障害児相談支援事業者の指定に関しては、児童福祉法において同様の規定があります。

(4) 定款の事業名の記載について

障害者総合支援法に基づく指定事業所は、法人である必要があります。法人の定款の目的の中に、障害の事業を行うための適切な文言の記載が必要となります。

ただし、社会福祉法人や医療法人など、定款の変更在所轄庁の認可が必要な法人については、当該所轄庁の指導に従ってください。

なお、就労継続支援 A 型事業者については、「専ら社会福祉事業を行う者でなければならない」ため、定款の目的の中に当該 A 型事業で行う事業目的以外で社会福祉事業(※)に該当しない事業目的が記載されている場合は認められませんので、ご注意ください。

※社会福祉法第 2 条に掲げる「第 1 種社会福祉事業」及び「第 2 種社会福祉事業」に該当するものをいう。

指定を受ける事業	記載例
障害福祉サービス事業 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援	障害者総合支援法に基づく <u>障害福祉サービス事業</u>
相談支援事業 一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援	障害者総合支援法に基づく法に基づく <u>相談支援事業</u>

○複数の障害福祉サービス事業を実施する場合も、「障害福祉サービス事業」という総称を記載することで足るものとし、「居宅介護事業」など個別の事業名で規定する必要はありません。

(5) 主たる対象者の特定

障害者総合支援法においては、事業者は、障害の種類にかかわらず、利用者を受け入れることが基本とされています。

ただし、サービスの専門性を確保するため等、やむを得ないと認められる場合においては対象とする障害の種類（主たる対象者）を特定して事業を実施することができます。

【主たる対象者を特定する場合】

- 運営規程において規定する。
- 指定申請の際には「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」（標準様式1）を添付する。
- 理由は、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められるものである必要がある。
（例）配置する従業者が知的障害者を支援した経験がなく、適切な支援ができない。

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは、正当な理由がなければサービス提供を拒否できません（応諾義務がある）が、主たる対象者以外の者からサービス利用の申込みがあった場合に、事業者は、利用申込者に主たる対象者を定めている理由を説明した上で、サービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときには、サービス提供を行うことは差し支えありません。

(6) 利用者との契約（基本的な考え方）

① 契約者

- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みですので、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用にかかる契約を締結する必要があります。
- ・何らかの支援があれば、本人の意思を確認できる単身の知的障害者については、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を活用すること等により、本人の意思により本人が契約できるよう配慮して下さい。

② 契約にあたって事業者が行うべき事項

【重要事項の説明】

サービスの利用申し込みに際して、事業者・施設の目的、運営方針、事業者・施設の概要及び職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、利用申込者が事業者へ支払うべき費用の内容など、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、書面を交付して懇切丁寧に説明し、当該事業所からサービスの提供を受けることについて利用者の同意を得なければなりません。

【契約の締結】

市町の支給決定を受けた利用者と事業者・施設の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。当該契約は原則として書面で行う必要があります。

なお、社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業（障害者支援施設は第一種社会福祉事業、障害福祉サービス事業は第二種社会福祉事業に位置づけられる）の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面（※）を交付しなければなりません。

- ア 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- ウ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- エ その他厚生労働省令で定める事項

※書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

【その他】

重要事項の説明や契約の締結以外に、事業者・施設が行わなければならない事項として、利用者の受給資格の確認、サービス提供の記録、利用者負担額の受領及び領収証の交付、代理受領による介護給付費等が支払われた際の利用者への通知、個別支援計画の作成等があります。

4. 他法令の遵守

障害福祉サービス事業等を行うに当たり、法及びその他関係法令を遵守することが必要です。指定申請時に提出いただく「参考様式20 事業計画書」に記載した「土地・建物に関する確認事項の報告」箇所を参考に、各種法令の確認及び必要な手続きをおこなってください。指定申請時だけでなく、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも確認が必要です。

（1）建築基準法に適合していることの確認

事業所として使用する物件は、建築基準法上の要件を満たす必要があります。事業所を新築される場合は建築確認申請が必要ですが、既存の建物などを利用する場合においても、変更部分の床面積の合計が200㎡を超える場合は用途変更の申請が必要になります。建築確認申請が不要な場合でも、建築基準法の規定（建築物の構造、防火上主要な間仕切壁、階段2方向避難、非常用照明、採光、換気、排煙等）に適合していることが必要です。建物の適法性のチェックには専門知識が必要です。専門家である建築士に建物の適法性の確認を依頼してください。

（2）消防法に適合していることの確認

事業所として使用する建物が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。なお、物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、管轄の消防署に事前にご相談ください。

指定申請書の提出までには消防署に届け出て、消防署による適合確認を完了してください。届出の時期によっては消防署の受付・検査までに時間を要する場合がありますので、早めに手続きしてください。（手続きが遅れると希望日に指定できない場合があります。）

(3) 浸水想定区域と土砂災害警戒区域の確認

水防法と土砂災害防災法が改正され、事業所がこの区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられました。神戸市のホームページで「土砂災害・水害ハザードマップ」を確認してください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/prevention/map/tokubetugou_new/index.html

(4) 駐車場の確保

送迎サービスを提供する場合は、駐車場(敷地内もしくは近隣の貸駐車場)を確保してください。路上駐車は近隣住民に迷惑となり、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触する恐れがあります。

(5) 市街化調整区域での開設

神戸市では、都市計画法に基づき無秩序な市街化を防止するため、農村地域や六甲山系を中心に市街化調整区域を定めています。市街化調整区域では建築物の建築や用途の変更等が制限され、都市計画法に基づく手続きが必要です。市街化調整区域で開設をされる場合は、申請手続きを行う前に開発許可を受けてください。

(6) 労働・社会保険法令の遵守

事業所の従業者を雇用し労働させるうえで、労働関係法令を遵守する必要があります。

また、従業者を雇用した場合、年金事務所、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)等への届出や手続きが必要です。

○労働関係法令の主な遵守事項

- ・使用者は原則として1日8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはならない
- ・使用者は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を与えなければならない
- ・社会保険(健康保険及び厚生年金保険)は、法人の事業所が、また労働保険(労災保険及び雇用保険)については、労働者を使用する全ての事業主が加入しなければならない

(7) その他

生産活動等を行う場合は、当該活動等に関する法令も合わせて確認が必要です。

主な関係法令：建築基準法、消防法、道路交通法、食品衛生法、福祉のまちづくり条例等

○就労系事業所等での生産活動に際し、事前に確認が必要となる他法の許認可手続きの例

事業内容	許認可(根拠法)	問い合わせ先
飲食店の営業や食品の製造・加工等食品を取り扱う事業	食品営業許可(食品衛生法)	事業所の所在地を所轄する衛生監視事務所
特養や病院のおむつやリネンの洗濯、たたみ作業	クリーニング所開設届(クリーニング業法)	事業所の所在地を所轄する衛生監視事務所
あき缶、あきびん等の資源回収、洗浄、圧縮等のリサイクル業	一般廃棄物処理業許可又は産業廃棄物処理業許可・施設の設置許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	環境局事業系廃棄物対策課
リサイクルショップやネットオークション等での「古物」売買	古物商許可(古物営業法)	事業所の所在地を所轄する警察署

5. 障害福祉サービス等情報公表制度

(1) 制度概要

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成 28 年 5 月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成 30 年 4 月に施行されました。

(2) 報告の方法

新規指定日より 2 週間以内に、下記内容をメール本文に記入して送付してください。

市でメールに記載された情報をもとに、情報公表システム上で基本情報を作成します。

基本情報が作成されると、登録された法人のメールアドレスにログイン情報 (ID・パスワード) が送信されます (送信元は WAMNET です)。

新規指定日から 1 か月以内にシステムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

市が申請内容を確認して承認した後、報告内容が公表されます。

登録した内容に変更があった場合は、その都度ログインして情報を編集・申請してください。

メール宛先	shogai_shitei@city.kobe.lg.jp
件名	情報公表
メール本文	<ul style="list-style-type: none">・ 法人番号 (マイナンバー制度の法人番号)・ 法人名称及びよみがな・ 法人の所在地及び郵便番号 (ハイフンなし)・ 法人代表者名及び職名・ 法人の電話番号と FAX 番号 (ハイフンあり)・ 法人のメールアドレス※一法人につき、一つ。情報公表システムの通知が届きます。・ 法人の設立年月日 (西暦)・ 事業所番号・ サービス種類・ 事業所名称とよみがな・ 事業所の所在地及び郵便番号 (ハイフンなし)・ 事業所の電話番号と FAX 番号 (ハイフンあり)・ 事業所の管理者の氏名・ 情報公表システムの担当者の氏名、電話番号

(3) 報告の期限

① 当該年度の 4 月 1 日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者

当該年度の 7 月 31 日までに報告

② 当該年度の 4 月 1 日以降に障害福祉サービス等の提供を開始する事業者

指定を受けた日から 1 か月以内

※令和 6 年 4 月から、情報システム上、未報告となっている事業所について、情報公表未報告減算が適用されます。

II 指定申請・届出の流れ

1. 各種申請・届出の提出期限

種類	申請・届出について	申請・届出期限
新規指定	指定を希望するサービス毎に新規指定の申請が必要です。	<p>●指定申請期限 指定希望月の2か月前の10日前後 (土曜・日曜、祝日、年末年始を除く30日前) 例：指定希望日が5月1日の場合→3月10日 ※指定申請書類の提出前に、「事前相談資料」の提出が必須です。</p> <p>●「事前相談資料」の提出期限 指定申請期限の土曜・日曜、祝日、年末年始を除く30日前 ※3月、4月は申請件数が多いため、事前相談資料の提出期限が早まります。(提出期限はホームページに掲載) ※運営法人が変更になる場合(吸収合併等含む)は、「変更」ではなく既存事業所を「廃止」したうえで「新規指定」を受けていただく必要があります。</p>
変更申請	生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後デイサービス、障害児入所施設において 定員の増員 をする場合、又は障害者支援施設において 定員の増員 や 日中サービスの種類の変更 をする場合 ※定員の減少は、変更届で可	同上(「指定希望」を「変更予定」と読み替える)
変更届	指定を受けた事業者において、その体制等に変更があった場合、指定権者に届出が必要です。	変更があった日から10日以内(事前受付は不可)
体制届(加算・減算)		前月15日まで(閉庁日の場合は直前の開庁日) ⇒翌月1日から算定 ※加算を新たに算定する場合と異なり、 減算要件に該当することになった(加算要件に該当しなくなった)場合は、その日から減算(加算不可)となるため、速やかに届出を提出すること
休止・廃止届		廃止・休止予定日の1か月前 ※事前に契約者の引継を完了すること
再開届		再開月の1か月前までに市と事前協議のうえ、再開の日から10日以内 (加算を取得する場合は加算届の期限までに事前に加算届の提出が必要)

2. 指定のスケジュール

(1) 指定通知までの流れ

段階	時期	内容
①申請準備	事前相談まで	<ul style="list-style-type: none"> 指定基準及び他法の確認 法人設立、定款作成 事業所及び従業員の確保
②事前相談	指定予定日の3か月前の10日前後まで (提出期限は市ホームページに掲載)	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談資料の提出 書類の確認・補正(必要に応じ複数回) ♪ 確認後、問題なければ本申請へ。 ♪ 本申請期限までに不備を解消できない場合は指定希望日を延期いただきます。
③申請書提出 (本申請)	指定予定日の2か月前の10日前後まで (提出期限は市ホームページに掲載)	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請書類一式の受付 ♪ 事前相談を経ていない場合、書類に不備がある場合は受付できません。
④書類審査	指定予定日の前月	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類の審査・補正(必要に応じ複数回) ♪ <u>指定希望日の前月10日まで</u> にすべての提出書類の補正解消が必要です。
⑤指定通知	指定予定日の5開庁日前までに発送	♪ 申請書類の不備により補正に時間を要した場合はこの限りではありません。 <ul style="list-style-type: none"> 市公報により公示

(2) 事前相談資料の提出

- 標準処理期間(30開庁日)内での円滑な審査のため、全ての指定申請で事前相談資料の提出が必要です。提出期限は指定希望月の3か月前の10日前後(市ホームページに掲載)です。
- 提出にあたって来庁は不要ですが、来庁して相談することもできます。その場合は、資料提出時に面談を希望する旨の連絡文を添えてください。資料受理日から2週間後以降の日程で担当者が面談日を調整します。
- 必要に応じて、法人の代表者、事業所の管理者やサービス管理責任者等(以下「法人の代表者等」という。)に来庁を求め、面談を行うことがあります。申請理由、法の責務・基準の理解、設備・人員の状況、資産状況、事業・工賃の収支見通し、利用者ニーズ、支援内容等について確認します。
- 面談には申請代理人の同席が可能です。ただし、本来法人の代表者等が答えるべき質問に申請代理人が代わり回答するなど、面談に支障が生じた場合には退席を求めることがあります。
- 事前相談資料は返却しません。

◆提出先：〒650-8570(住所不要)神戸市福祉局監査指導課指定担当あて

(3) 指定申請書類の提出、申請内容の審査

- 事前相談で指摘のあった箇所を修正した申請書類一式を、提出期限(指定希望月の2か月前の10日前後、市ホームページに掲載)までに提出してください。
- 指定申請書類の提出時点で、必要な人員が確保できており、また、基準に適合した建物設備等が確保されていなければなりません。建築基準法及び消防法上の適合確認や届出、必要な許認可等の手続きについても完了しておいてください。
- 指定申請書類の補正は、誤記など形式的な修正のみを想定して提出期限を定めています。下

記のような場合には指定予定日を延期していただきますのでご注意ください。

- 事前相談で指摘した内容が修正されていない場合
- 多数の記入漏れ、書類の不足や不備があった場合
- ・ 指定申請書類と事前相談資料の内容（例：人員体制、事業所の場所、就労継続支援事業の生産活動など）が大幅に変更になる場合は、事前相談資料の提出からやり直していただきます。
- ・ 指定希望日の前月の 10 日までに、すべての提出書類の不備解消が必要です。提出期限までに申請書類を提出していても、補正の進捗によっては希望日に指定が受けられない場合があります。
- ・ この段階でも、必要に応じて法人の代表者等と面談を行います。

(4) 指定

①指定月

- ・ 毎月 1 回・1 日付
- ・ 市公報により公示
- ・ 指定日以降は、利用者の有無にかかわらず、基準どおりの人員等を配置・勤務させる必要があります。利用者の受け入れが無くとも、指定基準を満たす人員を配置し、賃金を支払う必要があります。事業が軌道に乗るまでの従業者の教育計画、給付費による収入が安定するまでの人件費等を準備しておく必要があります。

②指定通知書

- ・ 事業所番号が記載された指定通知書は、5 開庁日前までに事業所所在地宛に発送します。ただし、申請書類の不備により補正に時間を要した場合はこの限りではありません。

③指定の期間

- ・ 指定日から 6 年間です。有効期間が終了するまでに更新の手続きを行ってください。

(5) 指定月以降

①請求にかかる手続き

- ・ 介護給付費又は訓練等給付費の請求は、神戸市から支払事務の委託を受けた兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に対し、インターネットにより行っていただきます。国保連から、インターネット請求において必要な「テスト ID」、「仮パスワード」を記載した通知、「簡易入力ソフト（請求データの作成及び送信を行うソフトウェア）」及び「操作マニュアル」が郵送で届きますので、国保連に対し手続きを行って下さい。
- ・ 請求情報を送信いただいた後、国保連にて「仮審査」が行われます。仮審査は、その時点の台帳情報（受給者台帳情報・事業所台帳情報）と請求情報を突合し、エラーがないかチェックを行うものです。毎月 7 日頃の予定ですので、早め（6 日頃めど）に請求情報を送信し、システム上でエラーがないか確認してください。毎月のスケジュールは、電子請求受付システム上の「お知らせ」でご確認下さい。給付費の支払いは、請求を行った月の翌月 15 日（その日が土曜日の場合は前日、日曜日・祝日の場合は翌平日）です。
- ・ インターネット請求にかかる準備や各種手続、入力方法などのご質問は、国保連にお問い合わせ下さい。

兵庫県国民健康保険団体連合会（受付時間 平日 8:45～17:30）

T E L 078-332-9406 F A X 078-332-9520

②障害福祉サービス等情報公表制度にかかる手続き

情報公表システム（WAMNET）の登録手続きを行ってください。

③運営指導

人員基準・設備基準・運営基準を満たしているか、介護給付費等報酬等の請求が適切に行

われているかなど、運営状況を確認するため、法に基づく「運営指導」を行います。
また、年に1回全ての事業者に対し集団指導を行います。

Ⅲ 指定基準等に関する考え方

1. 指定基準等

指定を受けるには、厚生労働省が定める以下の指定基準、最低基準等を満たすことが必要です。
この他、省令の委任を受けた告示等も発出されています。神戸市では、暴力団員の排除等に関する独自基準を設けていますので、市のホームページで確認してください。

〔指定基準〕

サービス種類	省令・告示
障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)
一般相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)
特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)
障害児相談支援事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)

〔最低基準〕

サービス種類	省令・告示
障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)

〔報酬算定基準〕

サービス種類	省令・告示
障害福祉サービス事業、障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)

※このほか、全国障害保健福祉主管課長会議資料等をご参照ください。WAM NET(ワムネット)で閲覧が可能です。
(<http://www.wam.go.jp/> トップ > 行政情報 > 障害者福祉)

2. 用語の定義等

【用語の定義】

用 語	定 義
常勤換算方法	<p>当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>参考：1週間の常勤換算の計算例 「常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週40時間の事業所に、週20時間勤務の世話人が3人いる場合 $(20時間 + 20時間 + 20時間) \div 40時間 = 世話人 1.5$（常勤換算）</p>
勤務延べ時間数	<p>勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p> <p>時間外労働等により、「常勤の従業者が勤務すべき時間数」以上に勤務しても、一人の従業者で算出できる常勤換算の上限は1.0とする。</p>
常勤	<p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤</p>

用 語	定 義
	<p>務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p>
<p>「専ら従事する」、 「専ら提供に当たる」、 「専従」</p>	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス提供単位を設定する場合は、サービス提供単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>
<p>利用者の前年度の平均値</p>	<p>指定障害福祉サービス事業所等で従業者の員数を算定する場合に用いる「利用者数」の算定方法は以下のとおりです。（但し、<u>就労定着支援、自立生活援助、短期入所を除く</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数※を開所日数で除して得た数とする。（小数点第 2 位以下を切り上げ） <p>また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の場合、入所等した日を含み、退所等した日は含まない。</p> <p>※生活介護の前年度の利用者延べ数は、生活介護サービス費において、所要時間 3 時間未満、所要時間 3 時間以上 4 時間未満、所要時間 4 時間以上 5 時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数とし、所要時間 5 時間以上 6 時間未満、所要時間 6 時間以上 7 時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数として計算を行う（新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は利用定員の変更をした場合も同じ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は利用定員の変更をした事業者又は施設において、新設又は利用定員の変更分に関し、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数等は、以下による。 <ul style="list-style-type: none"> ○事業開始又は利用定員増から 6 月未満の間 利用定員の 90%※（利用定員増の場合、増加分の利用定員の 90%） ○事業開始又は利用定員増から 6 月以上 1 年未満の間 直近 6 月における全利用者の延べ数※を当該 6 月間の開所日数で除して得た数 ○事業開始又は利用定員増から 1 年以上経過している場合 直近 1 年間における全利用者等の延べ数※を当該 1 年間の開所日数

用語	定義
	<p>で除して得た数</p> <p>○利用定員の減少（もしくは減床）後の実績が3月以上ある場合 利用定員の減少（もしくは減床）後の利用者の延べ数※を当該3月間の開所日数で除して得た数</p> <p>ただし、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。</p>

【平均利用者数の算定方法】

(例) 令和6年5月1日に指定を受けた場合

期間	年月日	平均利用者数
指定から6か月間	令和6年5月	定員の90%
	令和6年6月	※就労定着支援については、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を受けた後に一般就労（就労継続支援A型への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%
	令和6年7月	
	令和6年8月	
	令和6年9月	
	令和6年10月	※自立生活援助は利用者の推定数の9割
7か月目～12か月目	令和6年11月	令和6年5月～10月の実績で作成
	令和6年12月	令和6年6月～11月の実績で作成
	令和7年1月	令和6年7月～12月の実績で作成
	令和7年2月	令和6年8月～令和7年1月の実績で作成
	令和7年3月	令和6年9月～令和7年2月の実績で作成
	令和7年4月	令和6年10月～令和7年3月の実績で作成
13か月目～年度末	令和7年5月	令和6年5月～令和7年4月の実績で作成
	令和7年6月	令和6年6月～令和7年5月の実績で作成
	令和7年7月	令和6年7月～令和7年6月の実績で作成
	令和7年8月	令和6年8月～令和7年7月の実績で作成
	令和7年9月	令和6年9月～令和7年8月の実績で作成
	令和7年10月	令和6年10月～令和7年9月の実績で作成
	令和7年11月	令和6年11月～令和7年10月の実績で作成
	令和7年12月	令和6年12月～令和7年11月の実績で作成
	令和8年1月	令和7年1月～12月の実績で作成
	令和8年2月	令和7年2月～令和8年1月の実績で作成
令和8年3月	令和7年3月～令和8年2月の実績で作成	
令和8年度		令和7年4月～令和8年3月の実績で作成
以降、同様に前年度（4月～3月）の実績による		

※生活介護の場合、上記の表と同じ期間で、毎月、平均障害支援区分を算出する必要があります。
 ※共同生活援助の場合、上記の表と同じ期間で、毎月、障害支援区分別平均利用者数を算定し、必要な生活支援員の人数を確認する必要があります。

平均障害支援区分の算出方法（平成18年厚生労働省告示第542号より）

{(区分2利用者数×2) + (区分3利用者数×3) + (区分4利用者数×4) + (区分5利用者数×5) + (区分6利用者数×6)} / 総利用者数（小数点第2位以下四捨五入）

・前年度実績1年未満（実績無しを含む）合理的推定方法

【常勤・非常勤、専従・兼務の考え方】

用語の定義と 4つの勤務形態の例		専従（専ら従事する・専ら提供 に当たる）	兼務
		当該事業所に勤務する時間帯 において、その職種以外の職務に 従事しないこと	当該事業所に勤務する時間帯 において、その職種以外の職務 に同時並行的に従事すること
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること	① 常勤かつ専従 1日あたり8時間（週40時間） 勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	② 常勤かつ兼務 1日あたり8時間（週40時間） 勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほか、他の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していないこと	③ 非常勤かつ専従 1日あたり4時間（週20時間） 勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	④ 非常勤かつ兼務 1日あたり4時間（週20時間） 勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほか、他の業務にも従事する場合

事業所における通常の勤務時間が1日あたり8時間（週40時間）と定められている場合

3. 勤務形態一覧表における勤務形態と時間数の表記の仕方

- ・当該法人又は事業所で定めた「就業規則」が根拠となります。従業者が10人未満のため就業規則の作成義務がない場合でも、常勤換算を算定するための根拠として必要であるため、常勤者の勤務日、勤務時間に関する就業規則に準じた定めを作成する必要があります。
- ・労働基準法上、1週間に勤務すべき時間数の下限はありませんが、障害者総合支援法上の定義に従い、32時間未満で定めた場合は「非常勤」という扱いとなります。
- ・1週間に勤務すべき時間数の上限は一般的には40時間ですが、福祉事業は44時間の特例措置が認められる場合があります。
- ・常勤の勤務すべき時間数について、職種により就業時間が異なることは認められますが、就業規則等で定められていることが必要です。
- ・同一職種で雇用契約の種類により勤務時間が異なる場合は、最も多い時間数を常勤の勤務すべき時間数とします。
- ・変形労働時間制を採用している場合、同じ勤務条件の常勤者であっても、シフトによって一定期間の労働時間の合計数が異なることが考えられますが、この場合も「勤務形態一覧表」を作成する当該月における労働時間の最も多い人の時間数を常勤の勤務すべき時間数として当該月の常勤換算の算定に用いることとします。
- ・祝日等、事業所の休業日に当たり常勤の職員が勤務を要しない日がある場合は、該当日への勤務時間を記入する必要はなく、「4週の合計」欄や「週平均の勤務時間」欄も合計時間が少ないままで記載することで可。
- ・有給休暇や出張等により、事業所で勤務する予定がない日の場合は、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤職員の場合は出勤するものとして勤務時間数を記入し、非常勤職員の場合は勤務しないものとして勤務時間は記入しません。
(平成14年3月28日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「運営基準等に係るQ&A」Iに準拠)
- ・育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者について、指定基準上、常勤としての配置が必要な場合、あるいは各加算の算定要件において「常勤職員」の配置が求められる場合は「常勤」として取り扱われるとともに、当該短縮措置対象者の勤務時間数を他の従業者の勤務延べ時間数に合算せず、別に常勤換算1.0人とカウントすることで可。

IV サービスごとの留意点

1. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

(1) サービス内容

① 居宅介護

身体介護	居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等
家事援助	居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等
通院等介助	通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助
通院等乗降介助	通院等のため、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

※特定のサービス行為に偏ってサービスを提供することは、基準違反となる（指定基準第4条第1項及び第32条）。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者につき、下記の介護等を総合的に行う。

- ・居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護
- ・居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事
- ・居宅において行う生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- ・外出時における移動中の介護

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜の供与を行う。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(2) 人員配置基準について

【指定基準】

●管理者1人（常勤・専従）

※管理業務に支障がないと判断できる場合、例外的に以下の①及び②の場合、兼務可

①当該居宅介護事業所の従事者

②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合であって、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合

●サービス提供責任者1人以上（常勤・専従） 具体的配置基準は下記

●ヘルパー2.5人以上（常勤換算）

○ 重度訪問介護、同行援護及び行動援護も共通の基準ですが、例えば1事業所で居宅介護と行動援護の両方の指定を受けようとする場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。

○ また、介護保険の訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を併せて行う場合も、従業員の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はありません。

- ただし、同行援護及び行動援護については、サービス提供責任者やヘルパーが一定の要件を満たす必要がありますので、「(3) ヘルパーの資格要件」を参照して下さい。

サービス提供責任者の配置基準（サービスごとの基準）

- サービス提供責任者は、以下①または②の該当する区分により配置する。
- ・事業所ごとに常勤・専従の者を事業の規模に応じて1人以上配置する。
 - ・1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所は、常勤換算方法によることができる。
 - ・指定基準上、6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所は、当該事業所のサービス提供責任者の3分の2以上を常勤の者とする。
 - ・非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、当該事業所の常勤の従業員の勤務すべき時間数の2分の1に達していなければならない。

①サービスごとの基準

「利用者数」「サービス提供時間」「従業者数」のいずれかにより算出された員数

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40人ごとに1人(※1)(※2)	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護	40人ごとに1人(※1)	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
行動援護	40人ごとに1人(※1)	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
重度訪問介護	10人ごとに1人	1,000時間ごとに1人	20人ごとに1人

※1 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、一定の要件を満たす場合は「50人ごとに1人」とすることができる。

※2 通院等乗降介助のみを利用したものは、0.1人として計算する。

②複数サービスを行う場合の基準

次のいずれかに該当する員数を置くこととする。

ア 重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法（重度訪問介護の利用者が10人以下）

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			

イ 重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法（重度訪問介護の利用者が10人超）

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	【重度訪問介護利用者】 10人ごとに1人 + 【それ以外の利用者】 40人ごとに1人	450時間ごとに1人	10人ごとに1人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			

ウ 重度訪問介護とそれ以外を別々に算出して合計する方法

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40 人ごとに 1 人	450 時間ごとに 1 人	10 人ごとに 1 人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護	10 人ごとに 1 人	1,000 時間ごとに 1 人	【重度訪問介護専従】 20 人ごとに 1 人 + 【重度訪問介護兼務】 10 人ごとに 1 人

(3) ヘルパーの資格要件

① サービス提供責任者

指定事業所毎に常勤の従業者であって、下記の資格を有し、専ら居宅介護等の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて 1 人以上の者の配置が必要です。

資格要件 サービス種別	介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)							その他	
		実務者研修	居宅介護職員初任者研修	介護職員初任者研修	介護職員基礎研修	訪問介護員(1級)	居宅介護従業者養成研修(1級)	訪問介護員(2級)		居宅介護従業者養成研修(2級)
居宅介護	○	○		○	○					
重度訪問介護	○	○	注2	○	○	注2				注3
同行援護(注4)	△	△	注2	△	△	注2			△	注5
行動援護(注6)	△	△	注2	△	△	注2		△		

注1 強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)を修了した者及び平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。

注2 実務経験3年以上

注3 資格要件を有する従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合、サービス提供職員(ヘルパー)のうち、相当の知識と経験を有する者で可

注4 同行援護のサービス提供責任者の資格要件については別頁参照

注5 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

注6 行動援護のサービス提供責任者の資格要件については別頁参照

実務経験及び日数換算

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間(職員であった期間)が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

② サービス提供職員（ヘルパー）

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）

サービス種別	資格要件	介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)							みなし証明者(注3)	その他	経過措置
			実務者研修 居宅介護職員初任者研修	介護職員初任者研修 介護職員基礎研修	訪問介護員(1・2級)	居宅介護従業者養成研修(1・2級)	訪問介護員(3級)	居宅介護従業者養成研修(3級)	障害者居宅介護従業者基礎研修			
居宅介護	身体介護	○	○	○	○	注4	注4			注6	注4	
	家事援助	○	○	○	○	注5	注5	○		注5	注5	
	乗降介助	○	○	○	○	注5	注5			注5	注5	注7
重度訪問介護		○	○	○	○	○	○			○		注8
同行援護(注10)		△	△	△	△	注9	注9				注9	注10
行動援護(注11)		△	△	△	△					△		

注1 サービス提供責任者の注1と同じ

注2 強度行動障害支援者養成研修（基礎）を修了した者及び平成 18 年 9 月 30 日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。なお、居宅介護を行うことができるのは、市町がやむを得ないと認める場合のみ。

注3 「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者をいう。

注4 報酬は、身体介護の報酬の 30%減算

注5 報酬は、家事援助又は乗降介助の 10%減算

注6 重度訪問介護の報酬を算定（3 時間以上の場合は、638単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数）

注7 平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了したもの

注8 当分の間、平成 18 年 9 月 30 日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有するものであって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。

注9 所定単位数の 10%減算

注10 同行援護のサービス提供職員の資格要件については別頁参照

注11 行動援護のサービス提供職員の資格要件については別頁参照

(4) 指定重度訪問介護事業者にみなされる取扱い

指定基準第 43 条により、指定居宅介護事業者は、例え指定申請を行わなくても指定重度訪問介護事業者とみなされることとなっています。

ただし、重度訪問介護の指定を不要とする申し出を行った場合は、指定を受けないことができますので、担当者にご相談下さい。

なお、重度訪問介護事業者にみなされる取扱いは指定事業者のみで、基準該当居宅介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業者にみなされる取り扱いはありません。

(5) 通院等乗降介助の提供

通院等乗降介助を行う場合は、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法の事業許可（次のア～オのいずれかの許可）を受けていることが要件となります。

- ア 道路運送法第4条許可（一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
- イ 道路運送法第4条許可（患者等輸送サービスに限定した一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
- ウ 道路運送法第43条許可（特定旅客自動車運送事業の許可）
- エ 道路運送法第78条第3号許可（自家用自動車有償運送の許可）
- オ 道路運送法第79条許可（福祉有償輸送及び過疎地有償運送の登録）

上記要件を満たし、通院等乗降介助のサービスを提供する場合は、指定申請時に下記の書類を提出いただく必要があります。

- ア 通院等のための乗車又は降車の介助」の算定に係るサービス提供体制等について
- イ 運営規程
 - ※「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示しなければならないこととされている。
- ウ 道路運送法の許可書の写し

(6) 平成25年度以降の居宅介護従事者に係る養成研修について

平成25年度よりヘルパー研修が下記のとおりとなっています。

旧の研修修了者は、新の研修修了の要件を満たしていると取り扱います。

旧	新（H25～）
居宅介護従事者養成研修1級、2級	居宅介護職員初任者研修
訪問介護員養成研修1級、2級 介護職員基礎研修	介護職員初任者研修
居宅介護従事者養成研修3級	障害者居宅介護従事者基礎研修

(7) 設備基準について

①事務室

- ・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること
- ・他の事業の用に供するものと間仕切り等で明確に区分される場合や、区画が明確に特定されている場合（事務机、椅子、パソコン、鍵付き書庫を完全に分ける等）は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

②相談室

- ・利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること（個室・パーテーション等を利用し、プライバシーが確保されていること）

③設備・備品

- ・必要な設備及び備品等を確保すること。特に、手指を洗浄するための設備（手洗い場等）感染症予防に必要な設備に配慮すること
- ・鍵付き保管庫を設けること

同行援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

1. サービス提供責任者の要件

次の（イ）かつ（ロ）に該当するもの、又は（ハ）に該当する者

- （イ）・介護福祉士
 - ・実務者研修修了者
 - ・介護職員基礎研修修了者
 - ・居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者
 - ・居宅介護従業者養成研修 2 級過程修了者もしくは居宅介護職員初任者研修修了者で 3 年以上の実務経験のある者
 - ・同行援護従業者養成研修一般課程修了者で視覚障がい等を有する障がい者又は障がい児の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に 3 年以上従事した者
- ※令和 7 年 4 月 1 日から適用
- （ロ）同行援護従業者養成研修（応用課程）修了者
- （ハ）国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等

2. 従業者の要件

次の（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）のいずれかに該当する者

- （イ）同行援護従業者養成研修一般課程修了者（※）
 - 以下のいずれかの研修修了者については、上記一般過程の修了者とみなす
 - ①視覚障害者移動介護従事者養成研修
（平成 15 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 110 号）
 - ②視覚障害者移動支援従事者（ガイドヘルパー）養成研修
（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号）
- （ロ）居宅介護従業者の要件を満たすものであって、かつ視覚障がい等を有する障がい者又は障がい児の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に 1 年以上従事した者
- （ハ）国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
- （ニ）盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者 ※令和 9 年 3 月 31 日までの暫定措置
（令和 3 年 3 月 31 日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者）

《所定単位数から 10%減算の対象となる従業者の資格要件について》

- ・令和 3 年 3 月 31 日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障がい及び聴覚障がい等を有する障がい者等に対して支援を行った経験を有するものを、令和 6 年 3 月 31 日において同行援護の事業所で従業者として配置した場合
- ・障害者居宅介護従事者基礎研修修了者（相当する研修課程修了者を含む。）を、同行援護の事業所で従業者として配置した場合

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

平成 27 年 4 月より行動援護従事者養成研修が必須化されています。

経過措置は令和 9 年 3 月 31 日まで延長されています。

1. サービス提供責任者の要件: 次の(イ)または(ロ)に該当するもの

(イ) 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務（入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に 3 年以上の従事経験を有する者

(ロ) ・介護福祉士

・実務者研修修了者

・介護職員基礎研修修了者

・居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者

・居宅介護従業者養成研修 2 級過程修了者もしくは居宅介護職員初任者研修修了者で 3 年以上の実務経験のある者

上記のいずれかに該当し、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務（入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に 5 年以上の従事経験を有する者

※ (ロ) については令和 3 年 3 月 31 日までに要件を満たしている場合のみ、令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置の適用があります。

2. 従事者の要件: 次の(イ)または(ロ)に該当するもの

(イ) 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務（入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に 1 年以上の従事経験を有する者

(ロ) 居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務（入浴、排泄、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に 2 年以上の従事経験を有する者

※ (ロ) については令和 3 年 3 月 31 日までに要件を満たしている場合のみ、令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置の適用があります。

研修の取り扱いについて

行動援護従業者養成研修と強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）について、一方の研修修了者は、もう一方の研修修了者とみなします。

2-1. 日中活動系 共通事項

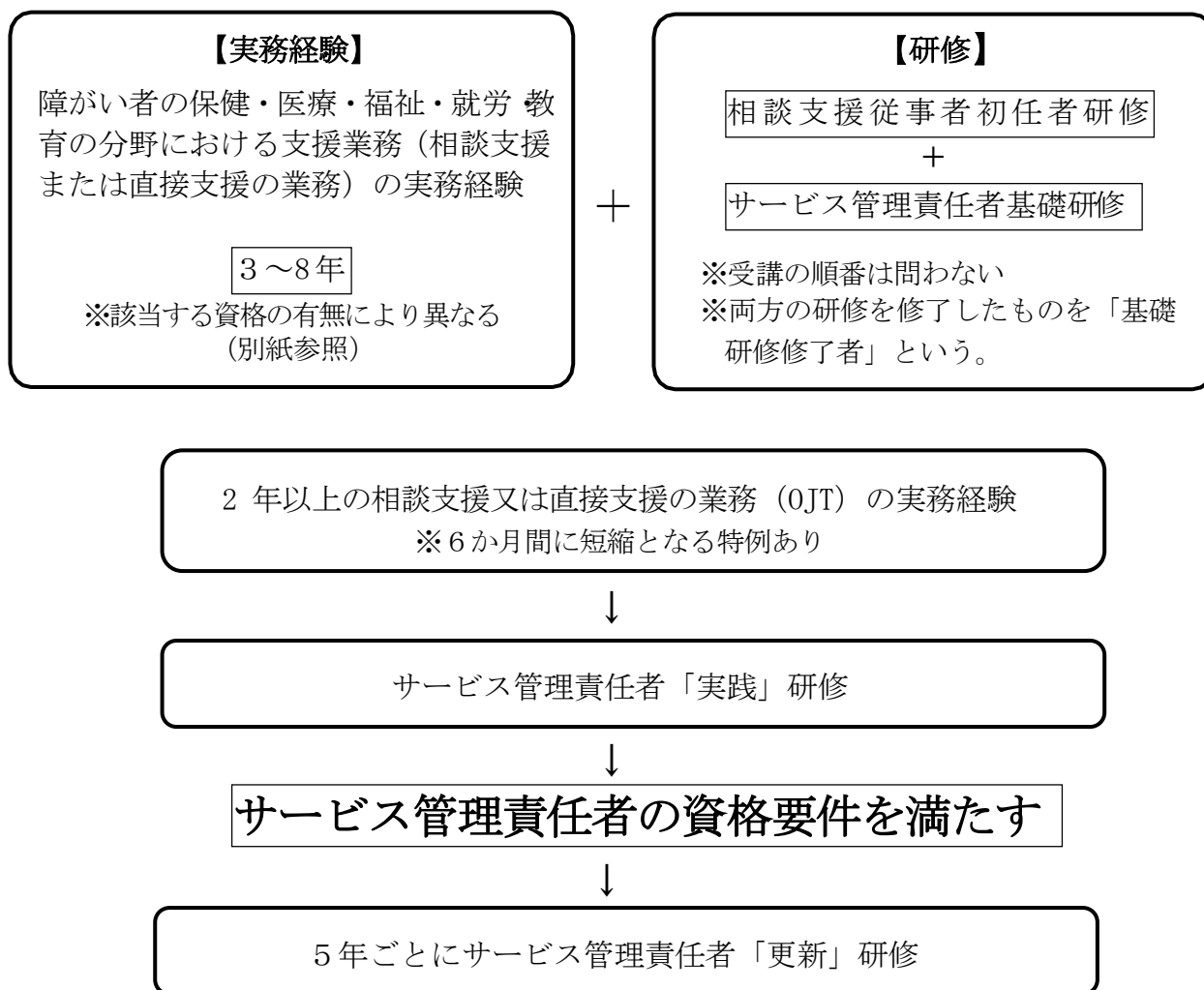
(1) サービス内容

種 類	内 容
療養介護	病院などへの長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供する。
生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会などを提供する。
自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者に対して、障害者支援施設などで、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者に対して、障害者支援施設などで、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
就労選択支援	就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者が適切な選択ができるよう、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向、就労するために必要な配慮その他の整理を行い、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に関する情報の提供及び助言その他の便宜を提供する。
就労移行支援	一般就労などを希望する障害者に対して、一定期間、実習や職場探しを通じ、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練などを行う。
就労継続支援	通常の企業等に就労することが難しい障害者に対して、就労の機会や生産活動などの機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練などを行う。

(2) 人員配置基準（管理者、サービス管理責任者）

管理者	療養介護	医師
	就労継続支援	次のいずれかを満たす者 ① 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格要件に該当する者を指す。同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等） ② 社会福祉事業(社会福祉法第 2 条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に 2 年以上従事した経験のある者 ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者 ④ 企業を経営した経験を有する者
	生活介護 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援	上記①～③のいずれかを満たす者
	責 務	① 事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと ② 事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと
備 考	専ら当該事業所の管理業務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、 ①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務 の <u>いずれか</u> との兼務は可。	
サービス管理責任者	療養介護	利用者が 60 人以下 : 1 人以上
	生活介護	利用者が 60 人を超える : 1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
	自立訓練	
	就労移行支援 就労継続支援	※ 1 人以上は常勤であること ※ 就労選択支援は、サービス管理責任者の配置不要
資 格 要 件	次のいずれも満たす者 ① 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が 3～8 年以上 ② サービス管理責任者等基礎研修（講義・演習）、相談支援従事者初任者研修修了後、実践研修受講開始日前 5 年のうち通算 2 年以上の実務を経験し、サービス管理責任者等実践研修（講義・演習）を修了（5 年毎に更新研修受講必要）していること	
業 務	(i) 個別支援計画の作成 ○利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成 ○個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を聴取 ○個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること ○作成した個別支援計画を利用者に交付 ○個別支援計画の実施状況を把握し、少なくとも以下の頻度で見直しを実施 療養介護・生活介護・就労継続支援：6 月に 1 回以上 自立訓練・就労移行支援：3 月に 1 回以上 (ii) 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握 (iii) 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施 (iv) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと	
備 考	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。但し、支援に支障がなければ、管理者との兼務可	

サービス管理責任者の資格要件



(注1) 実務経験の要件は、平成18年9月29日厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定められています。

(注2) 既にサービス管理責任者等を1名配置している場合は、基礎研修修了者を2人目のサービス管理責任者等として配置できます（実践研修受講前であっても個別支援計画の原案を作成可）

(注3) 平成17年度以前に、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を受講したことのある者は、新制度における相談支援従事者初任者研修（1日程度）を平成24年3月31日までに受講すれば、相談支援従事者初任者研修を受講したものとみなします。

(注4) やむを得ない事情（事前の申し出により神戸市が認めた場合に限る）によるみなし配置
サービス管理責任者が欠如した事業所において、下記要件を満たした場合には、サービス管理責任者とみなして配置可

【みなし配置の要件】

- ①みなし配置者が実務経験要件を満たしている
 - ②法人内にサービス管理責任者の有資格者がいない
 - ③サービス管理責任者が欠如した時点で、基礎研修+相談支援従事者初任者研修を修了済
 - ④サービス管理責任者が欠如する以前から、当該事業所に配置されている
- ⇒①②を満たしている場合、研修未修了でも、欠如した日から1年間みなし配置可
⇒①～④を全て満たしている場合、欠如した日から2年間みなし配置可

(注5) 下記の要件を満たせば、実践研修までのOJT期間を例外的に「6か月」に短縮可

【OJT 期間の 6 か月短縮要件】

- ①基礎研修の受講時に実務経験要件を満たしている
- ②サービス管理責任者が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う。(少なくとも概ね計 10 回以上実施)
- ③要件②に従事することについて、OJT 開始後 10 日以内に神戸市へ届出を行っていること

(注 6) 留意事項

※平成 30 年度まで実施していた「サービス管理責任者研修」を修了し、令和 5 年度末までにサービス管理責任者更新研修を修了している場合、研修要件を満たす。

※実務経験を満たす者が平成 31 年 4 月 1 日以後、令和 3 年度末までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者となった日から 3 年を経過する日までの間は、サービス管理責任者とみなして従事可。ただし、基礎研修修了者となった日から 3 年以内に実践研修を修了する必要がある。

※更新研修を受講すべき期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を改めて修了し、その証明書の交付を受ける日まではサービス管理責任者としての従事不可

(注 7) 研修について

神戸市では研修を実施していません。兵庫県など他の自治体が行う研修を受講してください。

「管理者」と「サービス管理責任者」の比較

管理者の業務内容例	サービス管理責任者の業務内容例
<ul style="list-style-type: none"> ①契約支給量の受給者証への記載・市報告 ②利用者負担額の受領及び管理 ③介護給付費の額に係る通知 ④提供するサービスの質の評価と改善 ⑤利用者・家族に対する相談及び援助 ⑥利用者の日常生活上の適切な支援 ⑦利用者家族との連携 ⑧緊急時・事故発生時の対応、非常災害対策 ⑨従業者及び業務の一元的管理 ⑩従業者に対する指揮命令 ⑪運営規程の制定・変更 ⑫従業者の勤務体制の確保、研修機会の確保 ⑬衛生管理 ⑭地域、市町村、他事業者等との連携 ⑮記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①個別支援計画の作成に関する業務 ②利用者に対するアセスメント ③利用者との面接 ④個別支援計画作成に係る会議の運営 ⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付 ⑥個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング） ⑦定期的なモニタリング結果の記録 ⑧個別支援計画の変更（修正） ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整 ⑩サービス提供職員に対する技術的な指導と助言 ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

実務経験内容及び必要年数（サービス管理責任者）
以下のいずれかの実務経験年数がある者

区分	業 務 内 容	実務経験年数		
		国家資格 ※1	有資格 ※2	左記以外
1 相談支援業務	ア 施設等において相談支援業務に従事する者 ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	3 年以上	5 年以上	5 年以上
	イ 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（第4区分に掲げる資格）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者			
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者			
	エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者			
	オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
2 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設（※2）、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅生活支援事業（※3） ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	3 年以上	5 年以上	8 年以上
	キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者			
	ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務に従事する者			
	ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、地域活動支援センター			
3 有資格	コ 上記の力からケに掲げる者であって、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上（現 介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（※1） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者			
4 国家資格	以下の国家資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理師			

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障がいがある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育等に係る業務

※1 保育所は、表中の「第1」「第2」に定められた施設ではないため実務経験として算定できない。

(注) 実務経験及び日数換算

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

サービス管理責任者の実務経験に関するQ&A

※2 老人福祉施設（老人福祉法第5条の3）

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター

※3 老人居宅生活支援事業（老人福祉法第5条の2）

老人居宅介護等事業（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）、老人デイサービス事業（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護）、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、及び複合型サービス福祉事業（看護小規模多機能型居宅介護事業）

サービス管理責任者の実務要件に関するQ&A

質 問	回 答
○旧の小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。	市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。
○社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっている（前頁第3 コ）が、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。	そのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。
○国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算3年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上となっている（前頁第3 サ）が、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。ただし、かつ国家資格による従事期間が通算して3年以上必要であり、その期間は国家資格取得後となる。
○実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	掲げられている機関や施設において、前頁の表の下に記載した「第1 相談支援業務」及び「第2 直接支援業務」に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。
○指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	過去に勤務していた施設等の長による証明書を確認する。ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない。 尚、過去に勤務した施設等が現存しない場合は、①運営法人の閉鎖登記簿と②管理者か法人代表者の実務経験証明書又は業務内容や業務期間及び勤務日数等が記載された出勤簿等の客観的に判断できる書類の提出を求め、実務経験として認められるか判断を行う。
○障害福祉サービス事業所に経理事務員として10年以上勤務した場合、実務経験として認められるのか。	認められない。
○高齢者居宅介護支援事業所でケアマネージャー（介護支援専門員）として5年以上従事した場合は対象となるか。	老人福祉施設に準ずる施設における相談支援業務として、5年以上の実務経験があれば対象となる。
○幼稚園、保育所、学校等で10年以上従事し、児童の中に障害児がいた場合、実務経験として認められるか。	認められない。なお、特別支援学級は認められる。

(3) 設備基準

- ・事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、設置がない場合でも基準違反とはなりません。
- ・居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持するために必要最低限のものとします。
- ・構造は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければなりません。

(4) 事業者指定の単位

① 従たる事業所

- ・従たる事業所とは、主たる事業所と同一のサービスで、30分以内で移動可能な距離である等、以下の要件を満たす場合に指定することができる2か所目以降の事業所のことです。
- ・生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型、計画相談支援、児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを1つの事業所として指定します。
- ・この場合、報酬単価の定員規模については、主たる事業所と従たる事業所とを合わせた利用定員数によって算定します。

【1つの指定事業所とする要件】

ア 利用定員（規模）

○従たる事業所について、事業ごとに定める利用定員以上であること

生活介護・自立訓練・就労移行支援	6人以上
就労継続支援A型、就労継続支援B型	10人以上
児童発達支援、放課後等デイサービス	5人以上

イ 人員配置

「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「主たる事業所」及び「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者がそれぞれ1人以上（計画相談支援、障害児相談支援にあっては、専従の従業者がそれぞれ1人以上）確保されていること

ウ 設備

利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと（訓練・作業室、便所、洗面所を除く）

エ 運営

- (ア) 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- (イ) 事業所間で相互支援の体制があること
- (ウ) 苦情処理や損害賠償等に、一体的な対応ができる体制にあること
- (エ) 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること
- (オ) 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- (カ) 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員管理が一元的であること
- (キ) 会計管理が一元化されていること

オ 地域的範囲

「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者又は相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。

②出張所

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等にあつて、従たる事業所の取扱いにおける「エ 運営」の要件を満たす場合は、「事業所」に含めて指定します。

③多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

同一敷地内において 2 以上の事業を一体的に行う場合、多機能型事業所として取り扱います。なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の新規指定となります。

（対象サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

【多機能型に関する特例】

ア 障害者総合支援法に基づくサービスを 2 以上行う場合の人員・運営基準の特例

従業員	従業者（管理者、サービス管理責任者を除く）間での兼務はできないため、サービスごとに必要な員数を確保すること
サービス管理責任者	・多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置 利用者の数が 60 人以下の場合は、1 人以上 利用者の数が 61 人以上の場合は、1 人に 60 人を超えて 40 人を増すごとに 1 人を加えた数以上
利用定員	・利用定員の合計数は 20 人以上 生活介護・自立訓練・就労移行支援：6 人以上 就労継続支援：10 人以上
設備	サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能（訓練・作業室を除く）

イ 児童福祉法に基づくサービスのみを 2 以上行う場合の人員・運営基準の特例

従業員	・利用定員の合計数が 20 人未満である多機能型事業所におくべき常勤の従業者数は、サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1 人以上とすることができる ・児童福祉法に基づくサービス事業については、多機能型事業所として行う指定通所支援事業に必要な従業員の員数を確保したうえで、従業者の兼務が可能
利用定員	・全ての指定通所支援事業を通じて 10 人以上とすることができる ・主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は、全ての事業を通じて 5 人以上とすることができる。
設備	サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能

ウ 障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ1以上行う場合の人員・運営基準の特例

従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所におくべき常勤の従業員の員数は、サービスごとにおくべき常勤の従業員の員数にかかわらず1人以上とすることができる（基準第215条第1項） ・従業者（管理者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者間を除く）間での兼務はできないため、サービスごとに必要な員数を確保すること ・ただし、利用定員の合計数が19人以下の場合は、サービス管理責任者とその他の従業員との兼務が可能 ・なお、児童福祉法に基づくサービス事業間については、従業者の兼務が可能
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置 利用者の数が60人以下の場合は、1人以上 利用者の数が61人以上の場合は、1人に60人を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上 ・サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は兼務が可能
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員の合計数は20人以上 生活介護・自立訓練・就労移行支援：6人以上 就労継続支援：10人以上 児童発達支援・放課後等デイサービス：5人以上 ・主として重症心身障害者を通わせる生活介護事業をあわせて行う多機能型の指定通所支援事業所は、全ての事業を通じて5人以上とすることができる
設備	サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能（訓練・作業室を除く）

【給付費】

- ・多機能型の報酬単価は、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。ただし、加算はサービス毎の定員に応じた定員区分により算定されます。
- ・児童福祉法に基づくサービスを2以上行う場合であって、多機能型事業所に関する従業員の特例（指定通所支援基準第80条）によらない事業所においては、それぞれのサービスの利用定員の規模により算定されます。
- ・障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ1以上行う場合であって、多機能型事業所に関する常勤の従業員の員数の特例（指定障害福祉サービス基準第215条第1項）によらない場合、障害福祉サービスは障害福祉サービスの合計利用定員、障害児通所支援は障害児通所支援の合計利用定員を定員規模として算定されます。
ただし、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が兼務する場合にあつては、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。

④同一法人による複数の事業所の取扱い

同一敷地内（事業所と隣接する敷地にある建物や、道路等を挟んで設置している建物も含む。）において、同一法人が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合について

ては、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱います。

また、同一法人による複数の事業所が、複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合であって、要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取扱うことができます。

<パターン1>

同一敷地内（隣接地含む）で複数の、同一のサービスを実施
⇒ 一つの障害福祉サービス事業所として取り扱います。



<パターン2>

同一敷地内で複数の、異なる障害福祉サービス等を実施
⇒ 一つの多機能型事業所として取り扱います。

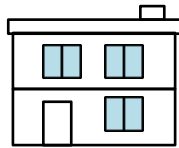


<パターン3>

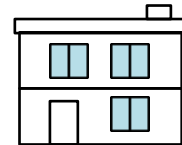
異なる場所で複数の事業所が、複数の障害福祉サービス等を実施する場合
⇒ 以下の要件を満たす場合は、一つの多機能型事業所として取り扱います。

- ・複数の事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であること
- ・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと
- ・従たる事業所の運営に関する要件を満たしていること

(例) 生活介護



(例) 就労B



← 30分以内で移動可能な距離 →

(5) サービス提供単位

サービス提供職員の配置基準は、原則として、事業所ごとに利用者全体の平均障害支援区分に基づき設定されますが、障害の程度に応じて、専門性の高い支援を行えるよう一定の要件を満たす場合は、同一事業所内において、複数の「サービス提供単位」を設けることが可能です。

ア 対象事業

人員配置算定に障害支援区分を導入している療養介護、生活介護、施設入所支援

イ サービス提供単位の考え方

○原則は、1つの事業所に1単位

○ただし、下記判断基準の全てを満たしている場合は、複数のサービス提供単位を認め、当該サービス提供単位ごとに平均障害支援区分を算定する。

ウ サービス管理責任者の配置に関する指定要件

事業所全体の総利用者に応じて必要な数を配置

エ 給付費

○事業所全体の定員規模により算定する。

○ただし、人員配置体制加算は、当該サービス提供単位の定員規模により算定する。

【判断基準】

- サービス提供単位ごとにサービス提供職員の勤務体制が確保されている。
- 同一時間帯について、複数のサービス提供単位ごとに利用者が区分されている。
- 設備構造上、サービス提供単位ごとに完結している。
- サービス提供単位ごとに利用者の障害種別が異なり、単位ごとに異なるプログラムが提供されている、又は、同一障害種別の場合は、日中・夜間を通じ異なる内容のプログラムが提供されている。
- 各サービス提供単位の最小利用定員はサービスの質を確保する観点から、事業として運営できる最小定員とする。(療養介護及び生活介護20人、施設入所支援30人)

(6) 定員

1日当たりの定員を超えて利用者を受け入れることは、適正なサービス提供を確保することができなくなるため、原則として認められません。特に、以下の場合に該当する定員超過については、定員超過減算の対象となるため留意してください。

定員超過減算

ア 1日当たりの利用実績

●定員50人以下の場合

1日当たりの利用実績が利用定員の100分の150を超える場合

●定員51人以上の場合

1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合

イ 過去3か月の利用実績

●過去3か月の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合

(ただし、定員11人以下の場合は、過去3か月の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合)

2-2. 療養介護

人員基準 (サービス提供職員)	<p>① 医師 健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上</p> <p>② 看護職員(看護師又は准看護師若しくは看護補助者) 常勤換算で利用者の数を2で除した数以上(単位ごと)</p> <p>③ 生活支援員 ○常勤換算で利用者の数を4で除した数以上(単位ごと)</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p>ただし、看護職員が②で算定した数以上に配置されている場合は、当該必要数を超えて配置されている看護職員を生活支援員の数に含めることができる。</p> <p>○1人以上は常勤であること(単位ごと)</p> <p>○生活支援員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に規定する病院に置くべきものとされる設備 ・多目的室その他の運営上必要な設備
最低定員	20人

2-3. 生活介護

人員基準 (サービス提供職員)	<p>① 医師 利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導に必要な数 ※看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを条件として、本体報酬から一定の減算(1日につき12単位)を行うことにより、配置しないことも可</p> <p>② 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師) 1人以上(単位ごと)</p> <p>③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、必要数(単位ごと) ※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を、機能訓練指導員として、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて置くことができる。</p> <p>④ 生活支援員 1人以上(単位ごと) 常勤1人以上</p>
---------------------------	--

	<p>○サービス提供職員の総数（上記②～④の配置総数 単位ごと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均障害支援区分4未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 ・平均障害支援区分4以上5未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を5で除した数以上 ・平均障害支援区分5以上の場合 常勤換算方法により、利用者の数を3で除した数以上
設 備 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練・作業室 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（本市は3㎡/人以上を目安） ○訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ・多目的室その他運営上必要な設備 <ul style="list-style-type: none"> ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 ・相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ・洗面所 利用者の特性に応じたもの ・便 所 利用者の特性に応じたもの
最 低 定 員	20人（多機能型や従たる事業所として設置する際は6名）

2-4. 自立訓練（機能訓練）

人員基準 (サービス提供職員)	<p>① 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師） 1人以上（常勤1人以上）</p> <p>② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上</p> <p>※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を、機能訓練指導員として理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて置くことができる。</p> <p>③ 生活支援員 1人以上（常勤1人以上）</p> <p>○サービス提供職員の総数（上記①～③の配置総数）利用者の数を6で除した数以上</p> <p>○訪問による自立訓練 利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、①～③に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置</p>
設 備 基 準	生活介護と同基準
最 低 定 員	20人

2-5. 自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を実施しない場合）

人員基準 (サービス提供職員)	<p>生活支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算方法により、宿泊型を除く利用者数を6で除した数以上 ・常勤1人以上 <p>○健康上の管理などの必要のある者がいるため、看護職員を配置する場合は、上記の人数に看護職員の数を含めてよい（生活支援員と看護職員は各1人以上置くこと）</p> <p>○訪問による自立訓練 利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、上記の員数に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置</p>
設 備 基 準	生活介護と同基準
最 低 定 員	20人（多機能型や従たる事業所として設置する際は6名）

2-6. 自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を実施する場合）

人員基準 (サービス提供職員)	<p>① 生活支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総数：常勤換算方法により、宿泊型自立訓練の利用者数を10で除した数と自立訓練（生活訓練）の利用者数を6で除した数の合計数以上 ・常勤1人以上
---------------------------	---

	<p>② 地域移行支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人以上 <p>○健康上の管理などの必要のある者がいるため、看護職員を配置する場合は、上記の人数に看護職員の人数を含めてよい（生活支援員と看護職員は各1人以上置くこと）</p> <p>○訪問による自立訓練</p> <p>利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、上記の員数に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置</p>
設備基準	<p>生活介護と同水準の設備に加えて、居室及び浴室を設けること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室 居室の定員は1名とすること 1の居室の面積は、収納設備を除いて有効面積で7.43㎡以上 ・浴室 利用者の特性に応じたもの
最低定員	<p>30人（宿泊型自立訓練10名と自立訓練（生活訓練）20名） （多機能型の場合は、宿泊型自立訓練10名と自立訓練（生活訓練）6名）</p>

2-7. 就労選択支援

人員基準 (サービス提供職員)	<p>①就労選択支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上 ・就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。なお、令和10年3月31日までは経過措置として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）や同等以上の研修【就業支援基礎研修（就労支援員対応型）、訪問型職場適応援助者養成研修、サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）、相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）】で配置が可能 <p>※一体的に運営する就労移行支援事業所等の常勤の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、就労選択支援員との兼務可（就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入可）</p>
設備基準	生活介護と同基準
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 <p>過去3年以内に3人以上の利用者を、通常の事業所に新たに雇用させている就労移行支援又は就労継続支援事業者、その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。</p>
最低定員	10人

2-8. 就労移行支援

人員基準 (サービス提供職員)	<p>① 職業指導員及び生活支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業指導員 1人以上 ・生活支援員 1人以上 ・職業指導員及び生活支援員の総数： <ul style="list-style-type: none"> 【一般型】常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 【資格取得型】常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上 ・職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤 <p>② 就労支援員（R10.4.1から配置に基礎的研修の受講が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上 ・令和7年度より基礎的研修を受講したものでなければならない。令和10年3月31日までは、経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱う。
設備基準	<p>生活介護と同基準</p> <p>※資格取得型の場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設</p>

	設として必要とされる設備を有すること
最低定員	10人（多機能型や従たる事業所として設置する際は6名）

2-9. 就労継続支援（A型）

人員基準 (サービス提供職員)	① 職業指導員 1人以上 ② 生活支援員 1人以上 ○職業指導員及び生活支援員の総数： ・常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上 ・職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤
設備基準	生活介護と同基準
最低定員	・雇用契約締結利用者 10人以上 ・雇用契約未締結利用者は、利用定員の1/2以内かつ9人以内
その他	・実施主体は社会福祉法人もしくは専ら社会福祉事業を行う者。特例子会社は申請不可。 ・利用者に最低賃金以上の賃金を支払うこと ・生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上としなければならない。(訓練等給付費を利用者の賃金に充当することは認められない) ・雇用契約を締結していない利用者1人につき、1月当たりの工賃の平均額は3千円以上

2-10. 就労継続支援（B型）

人員基準 (サービス提供職員)	① 職業指導員 1人以上 ② 生活支援員 1人以上 ○職業指導員及び生活支援員の総数： ・常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上 ・職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤
設備基準	生活介護と同基準
最低定員	20人（多機能型や従たる事業所として設置する際は10名）
その他	・工賃＝「生産活動収入」－「必要経費（例：原材料費等）」 ・利用者1人につき、1月当たりの工賃の平均額は3千円以上

3. 就労定着支援

(1) サービスの概要

就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、就労の継続を図るために3年間にわたり当該事業所の事業主、障がい福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整等を行う。

人員基準	①管理者（非常勤可） ・資格要件は特になし ・併設事業所の管理者との兼務可 ②サービス管理責任者（1人以上は常勤） 利用者60人以下：1人以上 利用者が60人を超える：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※「利用者の数」＝生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業所と同一の事業所において一体的に運営している場合は当該併設事業所の利用者との合計数 ※就労定着支援員との兼務は不可 ②就労定着支援員 1人以上（R10.4.1から配置に基礎的研修の受講が必要） ・常勤換算方法により、利用者の数を40で除した数以上
-------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的研修を受講したものでなければならない。資格要件はないが、就労支援経験者が望ましい。なお、令和10年3月31日までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。 ※一体的に運営する生活介護事業所等に配置される常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員は、就労定着支援員との兼務可（就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入可）
設 備 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室 <ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること ○他の事業の用に供するものと間仕切り等で明確に区分される場合や、区画が明確に特定されている場合（事務机、椅子、パソコン、鍵付き書庫を完全に分ける等）は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 ・相談室 <ul style="list-style-type: none"> ○利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること（個室・パーテーション等を利用し、プライバシーが確保されていること） ・設備・備品 <ul style="list-style-type: none"> ○必要な設備及び備品等を確保すること。鍵付き保管庫を設けること。
運 営 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 <ul style="list-style-type: none"> 過去3年以内に3人以上の利用者を、通常の事業所に新たに雇用させている障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又はB型）又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

※利用者数の規模は前年度の平均値。新規に指定を受ける場合は推定数（一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%とする。）

4. 自立生活援助

(1) サービスの概要

施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた利用者が、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、原則1年間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、利用者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行うもの。

人 員 基 準 (サービス提供職員)	<ul style="list-style-type: none"> ①管理者（非常勤可） <ul style="list-style-type: none"> ・資格要件は特になし ・併設事業所の管理者との兼務可 ②サービス管理責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・常勤である場合 <ul style="list-style-type: none"> 利用者が60人以下：1人以上 利用者が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 利用者が30人以下：1人以上 利用者が31人以上：1人に、利用者が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※地域移行支援もしくは地域定着支援の指定を受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、当該事業所に配属された相談支援専門員について、自立生活援助事業所のサービス管理責任者と兼務可 ③地域生活支援員 1人以上 <ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援員の総数 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者25人に対し1人を標準とし、利用者数が25又はその端数を増すごとに増員することが望ましい
設 備 基 準	就労定着支援と同基準
運 営 基 準	携帯電話等により、直接利用者やその家族等と常時連絡できる体制を確保すること

※新規に指定を受ける場合の利用者数は、利用者の推定数の90%とする。

5. 共同生活援助（グループホーム）

（１）サービスの概要

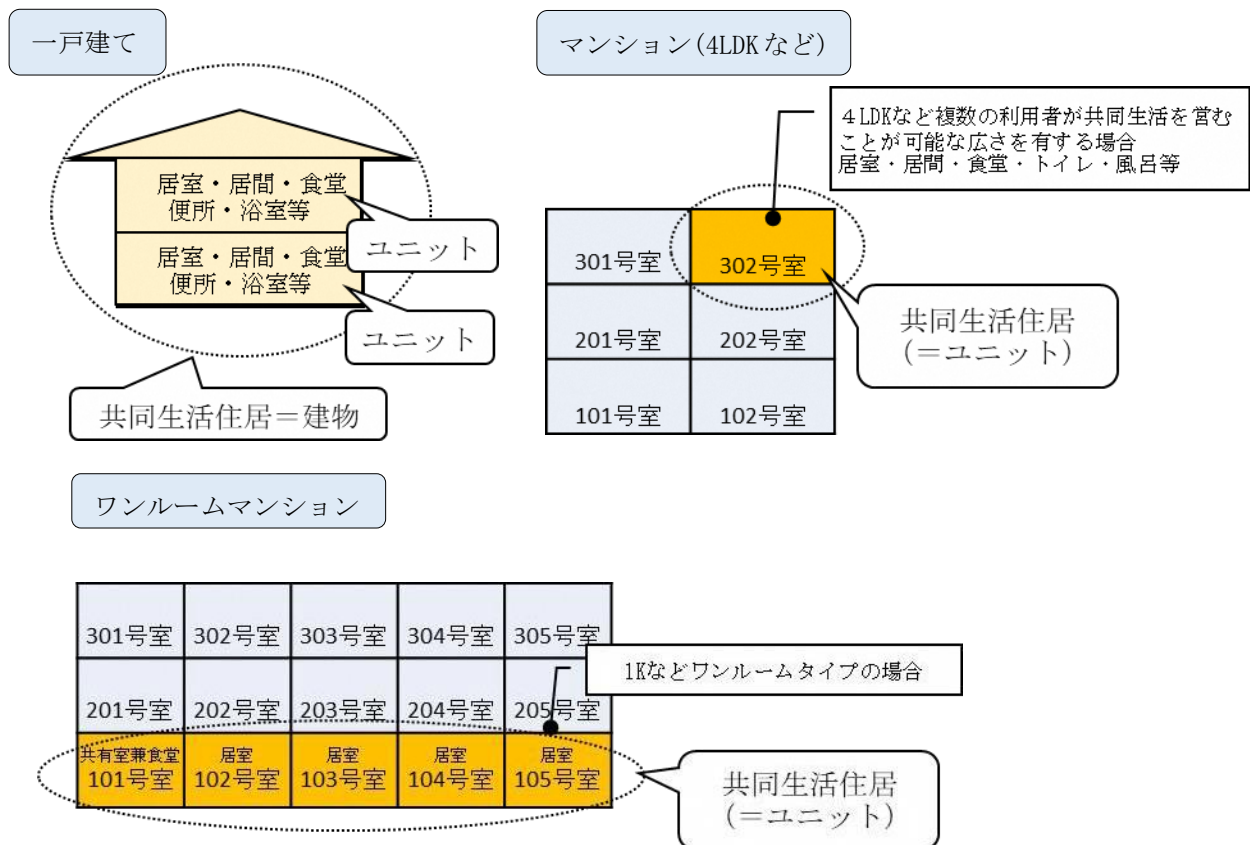
地域において自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営むべき住居において行われる入浴、排せつもしくは食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先やその他関係機関との連絡調整など日常生活上の支援を行うサービスです。

介護サービスの提供については、①グループホーム事業者が自ら行うか（介護サービス包括型、日中サービス支援型）、②グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか（外部サービス利用型）のいずれかの形態を事業者が選択することができます。

（２）指定の単位

- 個々の共同生活住居毎に指定を行うのではなく、法人ごとに一定の地域の範囲内で実施する1以上の共同生活住居を1つの事業所として指定します。
- ※「一定の地域の範囲内」：主たる事務所から概ね30分程度で移動でき、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がない範囲。
- マンション等の建物において複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住居（4LDKなど）については、マンションの建物全体ではなく、当該住戸を共同生活住居と捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとします。なお、マンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数が20人（新築の建物の場合は10人）を超える場合は、マンション等の建物内の全ての住戸を共同住宅住居とすることは認められません（マンション等の建物内の全ての住戸を共同住宅住居にしない場合、上記の入居定員を超えても差し支えない）。
- 1つの建物であっても、入口（玄関）が別になっているなど建物構造上、住居ごとに独立性が確保されている場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設置できる。ただし、建物の定員は上記の共同生活住居の入居定員を超えることができない。なお、日中サービス支援型は新築の場合であっても入居定員の合計を20人以下とすることができる。
- 1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との密接な連携を前提として、一定の設備基準を緩和した「サテライト型住居」を設置することが可能（日中サービス支援型を除く）。
- 事業所全体で、共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が4人以上
（参考）

用語	内容	定員
共同生活援助 （事業所指定単位）	共同生活住居の集合体を指定	4人以上
共同生活住居	ユニットの集合体 （各共同生活住居は概ね30分以内）	新規建物：2～10人 既存建物：2～20人
ユニット	複数の居室、交流場所（居間・食堂）、風呂、トイレ、洗面所、台所で構成 ・戸建住宅：建物全体 ・4LDK マンション：4LDK ・ワンルームタイプ：居室（例えば301～304号室）と交流場（305号室）	2～10人 （1ユニット）
居室	収納設備を除き7.43㎡ 廊下・居間への出入口設置、他の居室との明確な区分が必須 × カーテン、パーテーション区分	1人
サテライト型住居	収納設備を除き7.43㎡ 1つの共同生活住居（本体住居）に対し、概ね20分以内で入居者が移動可能な場所	1人



(3) 人員配置等

①指定基準上の人員配置

- グループホームの世話人・生活支援員は、利用者の活動時間帯（起床から就寝まで）に必要な員数を配置
- 複数の共同生活住居を持つ事業所についても、必要な員数（必要配置時間数）は事業所ごとに利用者数に応じて算出（住居ごとの必要時間が定められているものではない）
- ただし、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視したサービスの提供に配慮が必要
- 勤務形態一覧表は、共同生活住居ごとに作成してください
- その他、指定基準上の人員配置については、指定基準を参照のこと

②夜間及び深夜の時間帯における配置

- 日中サービス支援型のみ、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯（22時～5時を含むこと）を通じて1以上の夜間支援従事者（宿直勤務を除く）の配置が必要。なお、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、入居定員を11人以上とする場合は、原則ユニットごとに夜間支援従事者を1人以上配置することが必要
- 介護サービス包括型、外部サービス利用型においては、指定基準に定められた世話人・生活支援員とは別に、夜間における介護や緊急時の対応のため、夜間及び深夜の時間帯に夜勤職員や宿直職員を配置する場合や、防災・連絡体制を整備する場合は「夜間支援等体制加算」の算定が可能。ただし、算定にあたっては神戸市への届出が必要
- 夜間に職員の配置を行わない場合も、夜間の緊急時等における対応方法を定め、利用者に十分説明しておくこと

③その他

- 利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じること、利用者に事故が発生した場合は、神戸市、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じることが必要。また、緊急時等における対応のため、障害者

支援施設等との連携体制を確保することが必要

(4) 人員基準

類 型	介護サービス包括型 共同生活援助	日中サービス支援型 共同生活援助	外部サービス利用型 共同生活援助
管理者	常勤1人 ・原則として管理業務に専ら従事するもの（管理業務に支障がない場合は①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務との兼務可） ・適切なサービス提供のために必要な知識及び経験を有する者		
サービス 管理責任者	30：1 ※当該事業所内の世話人又は生活支援員との兼務は可 入居定員が20人以上である場合は、できる限り専従とすること		
生活支援員 ※夜間及び深夜 帯以外の時間 帯に勤務	次の①～④の合算した数以上（常勤換算方法） ①区分3の利用者数を9で除した数 ②区分4の利用者数を6で除した数 ③区分5の利用者数を4で除した数 ④区分6の利用者数を2.5で除した数		配置しなくてよい （介護サービスを行う場合は、指定居宅介護事業者に委託して実施）
世話人	利用者数を6で除した数以上（常勤換算方法）	利用者数を5で除した数以上（常勤換算方法）	利用者数を6で除した数以上（常勤換算方法）
夜間支援従事者※	配置不要	1以上 共同生活住居ごと。宿直不可	配置不要
その他		・世話人又は生活支援員のうち1人以上は常勤 ・1日を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置	

(5) 設備・運営基準等

類 型	介護サービス包括型 共同生活援助	日中サービス支援型 共同生活援助	外部サービス利用型 共同生活援助
定員（事業所）	4人以上（サテライト型住居の利用者を含む）		
定員（共同生活住居）	新規建物2～10人 既存建物2～20人 サテライト型1人（介護サービス包括型、外部サービス利用型のみ） ※サテライト型住居の定員は、本体住居の定員には含まれない（事業所定員には含まれる）		
定員（ユニット）	2人以上10人以下		
居室面積	収納設備等を除き有効面積で7.43㎡以上		
居室定員	1人		
設備	・ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、トイレ、風呂、洗面所、台所が必要 ・利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない ・日中サービス支援型は、事業所と併設もしくは同一敷地内で指定短期入所（空床型を除く）を行うこと 指定短期入所の利用定員は、日中サービス支援型の入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とすること。（GH定員21名→最低2名の短期入所定員が必要）		
立地	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下、「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、これらの入所施設又は病院（以下「入所施設等」という。）の敷地内に存する入所施設等以外の建物が、入所施設等から建物の構造上独立しており、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されているときは、当該建物を共同生活住居とすることができる。 （神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第13条） ・利用者の選択によらず、日中及び夜間を通して利用者の生活がグループホーム及びその併設事業所のみで完結するような生活とならないようにすること（障障発0119第2号 平成29年1月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長「指定共同生活援助の指定基準(立地)に関する疑義について」）		
協力医療機関	必要（病状の急変等への対応に支障のない近距離） ※本市は概ね20分以内で移動できることを目安		
協力歯科医療機関	あらかじめ定めておくよう努めなければならない（病状の急変等への対応に支障のない近距離） ※本市は概ね20分以内で移動できることを目安		

類 型	介護サービス包括型 共同生活援助	日中サービス支援型 共同生活援助	外部サービス利用型 共同生活援助
支援体制の 確保	地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えること。		
運営基準	<p><全ての形態共通></p> <p>①地域連携推進会議への報告：事業の運営に係る状況をおおむね1年に1回以上報告し、要望、助言等を聴く機会を設けること。また、その記録を作成、公表しなければならない。</p> <p>②見学の機会の確保：おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。地域連携推進会議については、以下の市HP参照 https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/tiikirennkeisuisinn.html</p> <p><日中サービス支援型></p> <p>上記①、②に加えて、協議会に事業の実施状況等を定期的に報告し、評価、要望、助言等を聴く機会を設けること。</p>		

(6) サテライト型住居の基準

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人暮らしをしたいというニーズにもこたえるため、本体住居と密接な関係を前提として、一定の設備基準を緩和した住居

	本体住居	サテライト住居
入居定員	原則2人以上10人以下	1人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備 ・サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話可） 	
居室の面積	収納設備等を除き有効面積で7.43㎡以上	
立地条件	本体住居と概ね20分以内で入居者が移動可能な距離	
設置可能数	本体住居（共同生活住居）の入居定員が4人以下の場合は1か所。 本体住居定員5人以上の場合は2か所まで 他の共同生活住居やサテライト型住居と同一建物不可	
その他	本体住居の職員が定期的に巡回（原則1日に複数回）し、日常生活上の援助を行うこと	

※サテライト型住宅の入居定員は、本体住居の入居定員には含まない（事業所の利用定員には含む）

(参考)

○建築基準法における注意点

障害者向けグループホームは、建築基準法上「寄宿舎」として取り扱われます。

特に、既存の戸建住宅等をグループホームとして活用する場合、より厳しい防火・避難関係規定に新たに適合させる必要があります。これらの規定への適合については、建築士等の専門家とご相談のうえ、適法に整備する必要があります。

グループホームへ用途変更する場合、用途変更部分の床面積が200㎡を超える場合は、建築工事着工前に建築確認申請の手続きが必要です。建築確認申請が不要な場合でも、建築基準法の規定に適合していることが必要です。

○消防法に関する注意点

障害者グループホームは、自動火災報知設備や火災通報装置、消火器、誘導灯の設置などの防火安全対策が義務付けられています。事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認いただき、対策を講じてください。

神戸市ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shisetsusebi/ghki.jun.html>

(7) 外部サービス利用型共同生活援助事業所における介護サービスの提供

- 外部サービス利用型共同生活援助事業所は、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助に係る業務を、受託居宅介護サービス事業者（指定居宅介護サービス事業者）に委託して実施することができます。
- 介護サービスの提供に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護サービス事業者と、介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結しなければなりません。
- 外部サービス利用型共同生活援助事業所は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うとともに、介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなりません。
- 利用者が共同生活住居において介護サービスの利用を希望する場合は、外部サービス利用型共同生活援助事業所と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者の事業所の名称、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得てください。
- 運営規程に、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を明記してください。

(8) 日中活動系サービス事業所との併設について

共同生活住居と日中活動系サービス事業所（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型など）を同一建物、同一敷地内に設置することは、共同生活援助の趣旨に反することから原則として認めていません。

共同生活援助の趣旨（利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことにより、地域移行を目指す）を考慮すると、利用者は住居とは離れた事業所へ通うことが前提となります。また、同一建物、同一敷地内に共同生活住居と日中活動系サービス事業所が設置された場合、日中及び夜間を通してサービスを提供する施設に近い環境が創出されることになり、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならないという立地の基準に照らしても、相応しくありません。

ただし、以下の条件を満たす場合は、状況に応じて、例外的な取扱いを認める場合があります。

【併設要件】

① 必要性

- ・ 日中活動系サービス事業所と共同生活援助事業所を併設する必要性があること。
（法人の運営や建物の都合による設置は認められません）

② 人員

- ・ 共同生活援助事業所と日中活動系サービス事業所の人員配置がそれぞれの基準を満たし、支援体制が明確に区別されていること。
- ・ 従業者（管理者を除く）が兼務していないこと。

③ 設備

- ・ 共同生活援助事業所と日中活動系サービス事業所の施設設備がそれぞれの基準を満たし、構造上明確に区分されていること。
- ・ 共同生活援助事業所と日中活動系サービス事業所の出入り口がそれぞれ別に設けられており、建物内での行き来ができない構造になっていること。

④ 運営

- ・ 共同生活援助利用者に対し、共同生活援助の趣旨を説明し、同一敷地内の事業所以外の利用を促すこと（誓約書の提出、運営規定や契約書、重要事項説明書への明記が必要）

6. 短期入所

(1) サービスの概要

居宅においてその介護をする者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援

(2) 類型別指定基準

短期入所サービスは、それぞれの類型に応じて、人員・設備基準が定められています。

①併設型・空床利用型

区分		併設型	空床型
概要		指定障害者支援施設等(※1)に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設等と一体的に運営を行う事業所	利用者に利用されていない指定障害者支援施設等(※1)の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所
人員基準	従業者	①本体施設(※2)が②以外の場合 →本体施設の入所者数と短期入所の利用者数の合計数を本体施設の入所者とみなした場合に、本体施設として必要とされる数以上 ②本体施設が宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所の場合 ア：本体施設のサービス提供時間帯における生活支援員等の数 →本体施設の利用者数と短期入所の利用者数の合計数を本体施設の利用者とみなした場合に、本体施設として必要とされる数以上 イ：ア以外の時間帯における生活支援員等の数 →6：1以上（利用者数6人以下：1以上、利用者数7～12名：2名以上）	
	管理者	原則として管理業務に専ら従事するもの（管理業務に支障がない場合は、①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務のいずれかとの兼務可）	
設備基準	居室	本体施設の居室であって、その全部又は一部が利用されていない居室を利用すること	
	設備	短期入所事業所及び本体施設の効率的運営が可能であり、かつ本体施設の入所者の支援に支障がないときは、本体施設の設備（居室を除く。）を共用できる。	本体施設として必要とされる設備を有することで足りる。

②単独型

区分		単独型
概要		障害者支援施設、児童福祉施設以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所事業を行う事業所（「併設型」「空床型」以外）
人員基準	従業者	【生活介護事業所等(※3)の場合】 ①生活介護事業所等のサービス提供時間における生活支援員の数 →生活介護事業所等の利用者数と短期入所の利用者数の合計数を生活介護事業所等の利用者数とみなした場合に、生活介護事業所等として必要とされる数以上 ②上記以外の時間帯における生活支援員の数 →6：1以上（利用者数6人以下：1以上、利用者数7～12名：2名以上） 【生活介護事業所等以外】 上記②と同じ
	管理者	併設型・空床利用型と同じ
設備基準	居室	<ul style="list-style-type: none"> ・一の居室の定員は、4人以下 ・地階は不可 ・利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、有効面積で8㎡以上 ・寝台又はこれに代わる設備 ・ブザー又はこれに代わる設備
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食 堂：食事の提供に支障がない広さを有すること。必要な備品を備えること ・浴 室：利用者の特性に応じたものであること。 ・洗面所：居室のある階ごとに設けること。利用者の特性に応じたものであること。 ・便 所：居室のある階ごとに設けること。利用者の特性に応じたものであること。

- ※1 指定障害者支援施設等（法第5条第8項、規則第5条）
 - ①指定障害者支援施設（施設入所支援）、②児童福祉施設、③その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設（宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所を含む）
- ※2 本体施設

併設型の場合の「併設される障害者支援施設等」又は空床利用型を実施する「障害者支援施設等」をいう。
- ※3 生活介護事業所等：生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助及び障害児通所支援の事業所をいう。

7. 共生型サービス

(1) 概要

「共生型サービス」とは、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成30年4月に介護保険と障害福祉の両方に位置付けられた制度です。

これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所は、もう一方の制度における指定が受けやすくなりました。

共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合、指定障害福祉サービスの指定と同様の手续が必要です。但し、省略できる書類もありますので、詳しくは神戸市ホームページ内の「提出書類一覧（指定申請）」をご確認下さい。

(2) 共生型サービスの対象となるサービス（主なもの）

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○訪問介護	⇔	○居宅介護 ○重度訪問介護
デイサービス	○通所介護 ○地域密着型通所介護	⇔	○生活介護※1 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○児童発達支援※2 ○放課後等デイサービス※2
デイケア	○通所リハビリテーション	⇒	○自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	⇔	○短期入所
「通い・訪問・泊り」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス	○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護	⇒	○生活介護※1 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○児童発達支援※2 ○放課後等デイサービス※2
	□通い □泊り	⇒	○短期入所

※1 主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く

※2 主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く

⇔は相互に対応。通所リハビリテーションは障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）を提供できませんが、自立訓練（機能訓練）事業所は通所リハビリテーション事業を提供することはできません。

(3) 人員基準・設備基準

人員基準・設備基準は、基本的に共生型サービスを開始する前に指定を受けていた事業所における基準が適用されます。

例えば、介護保険サービス事業所が共生型障害福祉サービスを実施する場合、介護保険サービスの利用者数と共生型障害福祉サービスの利用者数を合計し、その数に応じて介護保険サービス事業所として必要とされる数以上の人員を配置する必要があります。また、設備基準は、介護保険サービス事業所と同様に定められています。

共生型サービスに関する指定基準

共生型サービス (7)	指定事業所 (1)	人員基準	設備基準	その他
共生型居宅介護	訪問介護	利用者の数を(7)及び(1)の合計数であるとした場合における(1)として必要とされる数以上であること	(1)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
共生型 重度訪問介護	訪問介護	利用者の数を(7)及び(1)の合計数であるとした場合における(1)として必要とされる数以上であること	(1)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
共生型生活介護	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	(7)を受ける利用者の数を含めて、(1)として必要とされる数以上であること	(1)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること(付表3「その他参考となる事項」「その他」欄に記載すること)
共生型生活介護	通所介護/地域 密着型通所介護/ 小規模多機能 型居宅介護/看 護小規模多機能 型居宅介護/介 護予防小規模多 機能型居宅介護	(7)を受ける利用者の数を含めて、(1)として必要とされる数以上であること	(1)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること(付表3「その他参考となる事項」「その他」欄に記載すること)
共生型短期入所	短期入所生活介 護/介護予防短 期入所生活介護/ 小規模多機能 型居宅介護/看 護小規模多機能 型居宅介護/介 護予防小規模多 機能型居宅介護	(7)を受ける利用者の数を含めて、(1)として必要とされる数以上であること	(1)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	短期入所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること(付表4「その他参考となる事項」「その他」欄に記載すること)

共生型サービス (ア)	指定事業所 (イ)	人員基準	設備基準	その他
共生型自立訓練 (機能訓練)	通所介護/地域 密着型通所介護 小規模多機能型 居宅介護/看護 小規模多機能型 居宅介護/介護 予防小規模多機 能型居宅介護/ 指定通所リハビ リテーション	(ア)を受ける利用者の 数を含めて、(イ)とし て必要とされる数以 上であること	(イ)として満たすべき 設備基準を満たしてい れば足りる	自立訓練（機能訓練） 事業所その他の関係施 設から必要な技術的支 援を受けていること （付表8「その他参考と なる事項」「その他」欄 に記載すること）
共生型自立訓練 (生活訓練)	通所介護/地域 密着型通所介護 小規模多機能型 居宅介護/看護 小規模多機能型 居宅介護/介護 予防小規模多機 能型居宅介護	(ア)を受ける利用者の 数を含めて、(イ)とし て必要とされる数以 上であること	(イ)として満たすべき 設備基準を満たしてい れば足りる	自立訓練（生活訓練） 事業所その他の関係施 設から必要な技術的支 援を受けていること （付表9「その他参考と なる事項」「その他」欄 に記載すること）

8. 基準該当事業所

指定事業所に準ずるものとして、一部のサービスについては、「基準該当事業所」として認められる場合があります。

「基準該当事業所」とは、指定障害福祉サービス事業所としての指定を受けるべき要件（人員、設備及び運営に関する基準）のうち、一部を満たしていない事業者で、一定の基準（※）を満たすサービスの提供を行うものについて、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細かなサービス提供を可能とするものです。（法第30条第1項）

※基準該当の基準についても、サービス種別に定められています。内容については、以下の省令を参照して下さい。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

※ 神戸市では、一部独自基準を設けています。詳しくは神戸市ホームページをご確認ください。

【基準該当障害福祉サービスの規定が設けられているサービスの種類】

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 短期入所
- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労継続支援B型

【その他留意事項】

基準該当障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にかかる費用は、指定障害福祉サービスにかかる費用の85%相当の額とされています。

- 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日厚生労働省告示第539号）

9. 相談支援事業者の指定

(1) 相談支援の体系

指定一般相談支援事業者
○基本相談支援（障害者・障害児等からの相談） ○地域相談支援 ・地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ・地域定着支援（24時間の相談支援体制等）
指定特定相談支援事業者
○基本相談支援（障害者・障害児等からの相談） ○計画相談支援 サービス利用支援、継続サービス利用支援
指定障害児相談支援事業者
○障害児相談支援 障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助

(2) サービスの内容と対象

①基本相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与する。

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与する。

対象

- ・障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者
- ・精神科病院等に入院している精神障害者（1年以上の入院者中心）
- ・救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ・刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
- ・更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

③地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障害者に対し、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与する。

対象

- ・居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
 - ・居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ※共同生活援助の利用者及び宿泊型自立訓練の入居者は対象外

④計画相談支援・障害児相談支援

ア サービス利用支援（障害児支援利用援助）

障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容を定めたサービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス利用計画（障害児支援利用計画）の作成等を行う。

イ 継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の見直し（モニタリング）を行い、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の変更等を行う。

対象

<計画相談支援>

- ・障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者
- ・指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援により「サービス等利用計画」が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者

<障害児相談支援>

- ・障害児通所支援の通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者
- ・指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により「障害児支援利用計画」が作成された通所給付決定保護者

（3）指定にあたっての留意事項

- ・一般相談支援事業所の指定は、種類（地域移行支援・地域定着支援）ごとに指定するが、地域移行支援・地域定着支援は支援の継続性確保の観点から、両方の指定を受けることが基本（ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合は、片方のみの指定可）。
- ・障害児については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事業所（障害児の居宅サービス）及び指定障害児相談支援所（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けることを基本とする。

(4) 人員・設備及び運営の基準

①人員基準

特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所間における職員の兼務は、業務に支障がないものとして認める。業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他の事業所、施設等の職務に従事可

職種		一般相談支援事業者		特定相談支援事業者	障害児相談支援事業者
		地域移行支援	地域定着支援		
従業者	相談支援専門員	1名以上			
	その他	地域移行支援従事者 (資格要件なし)	地域定着支援従事者 (資格要件なし)	(相談支援員)※	
管理者(資格要件なし)		1名			

※特定相談支援事業者もしくは障害児相談支援事業者のうち、機能強化型で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可（令和6年4月より）

②設備基準

相談支援事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備、備品等を備えること。

ア 事務室

- ・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること
- ・他の事業の用に供するものと間仕切り等で明確に区分される場合や、区画が明確に特定されている場合（事務机、椅子、パソコン、鍵付き書庫を完全に分ける等）は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

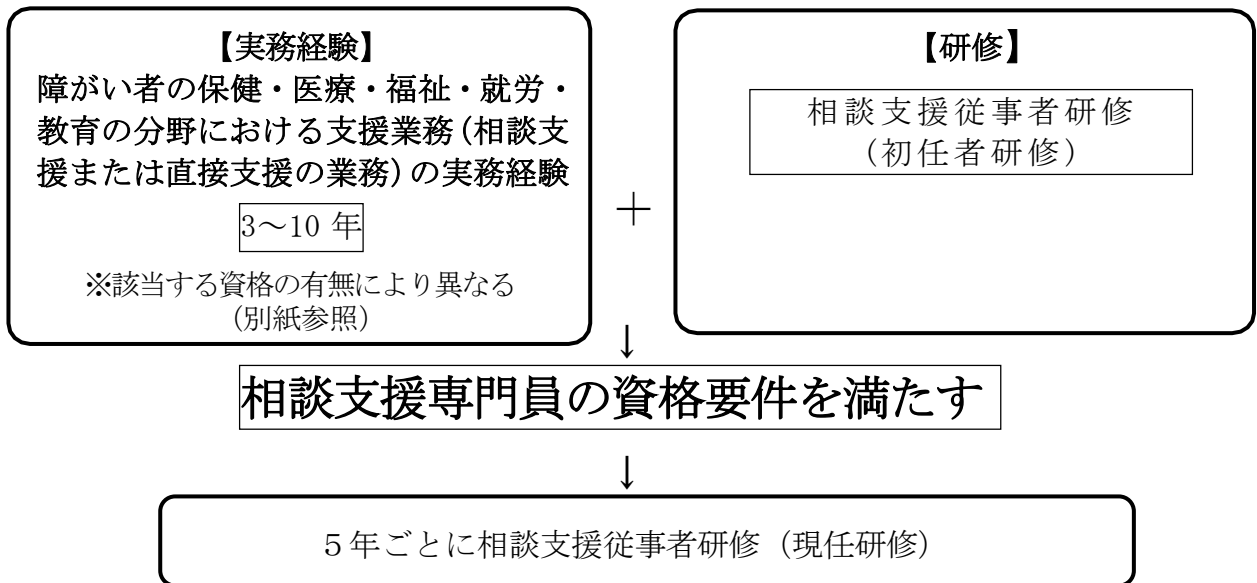
イ 相談室

- ・利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するための適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど、利用者等が利用しやすく相談しやすい構造とする。

ウ 設備・備品

- ・必要な設備及び備品等（鍵付き書庫等）を確保すること。

(5) 相談支援専門員の資格要件



相談支援専門員として配置するためには、①及び②の要件を満たす必要があります。

実務経験①

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(年数は経験の種類に応じて、3年、5年、10年)

平成24年厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」、平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」、平成24年厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」で規定

研修の修了②

「相談支援従事者初任者研修」を修了

都道府県の実施する相談支援従事者初任者研修(平成18年度以降実施分、5日間)を修了していることが必要です。

また、現任研修又は主任相談支援専門員研修を5年に1度以上受講することが必要です。

[初任者研修例外]

平成17年度以前に、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を受講したことがある者は、新制度における相談支援従事者初任者研修(1日程度)を平成24年3月31日までに受講すれば可。

相談支援専門員の要件となる実務経験 (告示第 225～227 号)

業務範囲	業務内容	必要年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	ア 平成18年10月1日時点で下記の施設等において相談支援業務に従事しており、平成18年9月30日までに必要年数を満たしている者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ○ 精神障害者地域生活支援センター	3年以上
	イ 施設等における相談支援業務 ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これに準じる事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、その他これに準じる施設 ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これに準じる施設	5年以上
	ウ 次のいずれかに該当する者が実施する、病院若しくは診療所における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※を有する者 (4) イに掲げる施設に従事した期間が1年以上である者	
	エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける相談支援業務	
	オ 特別支援学校その他これに準じる機関における障害のある児童及び生徒の就学相談・教育相談・進路相談の業務	
	② 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床その他これに準じる施設 ○ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これに準じる事業（市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、地域活動支援センター） ○ 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これに準じる施設
③ 有資格者等	キ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記カの直接支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 保育士（直接支援業務に該当しない保育所へ勤務した期間は、実務経験に算入できない） (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	通算して5年以上 上記イ、ウと
	ク 国家資格等（※2）による業務に5年以上従事している者が実施する、上記①（アを除く）の相談支援業務又は上記②の直接支援業務	3年以上

第1 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

第2 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理師

(注) 実務経験及び日数換算

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

V その他

1. 業務管理体制整備にかかる届出

平成 24 年度より、すべての指定障害福祉サービス事業者等は、法令順守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められており、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

(1) 事業者が整備する業務管理体制と届出が必要な書類

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ① 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（法第 51 条の 2）
- ② 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（法第 51 条の 31）

【児童福祉法に基づくもの】

- ③ 指定障害児通所支援事業者（法第 21 条の 5 の 25）
- ④ 指定障害児入所施設（法第 24 条の 19 の 2）
- ⑤ 指定障害児相談支援事業者（法第 24 条の 38）

(2) 必要な業務管理体制の整備の内容と届出事項

指定事業所の数 (※1)	業務管理体制整備の内容			届出事項
	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	定期的な監査の実施	
19 以下	○	×	×	事業者の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名、法令遵守責任者の氏名、生年月日
20～99	○	○	×	上記に加え、法令遵守規程の概要
100 以上	○	○	○	上記に加え、業務執行の状況の監査の方法の概要（※2）

※1 事業所の数の数え方

- ・事業所の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに数えます。
- ・事業所番号が同じでも、サービス種別が異なる場合は、異なる事業所として数えます。
例えば同一の事業所が、居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は、事業所数は 2
- ・従たる事業所や出張所はカウントしません。（本体事業所を 1 つの事業所と数えます。）
- ・地域生活支援事業（移動支援等）や基準該当事業所についてはカウントしません。
- ・事業所の数は障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとの事業で数え（上記（1）の①～⑤）、条文ごとの事業それぞれについて体制の整備及び届出を行うことが必要です。

〔例〕①障害福祉サービス 18 事業所、②相談支援事業 2 事業所、③障害児通所支援事業 2 事業所を運営している事業者の場合

→ 全体としては 22 事業所だが、根拠条文ごとでカウント、届出を行うため、

①～③それぞれ 20 未満の事業者として体制の整備及び届出を行う。

※2 「業務執行の状況の監査」について

- ・事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令等の遵守状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができま

- ・なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。
- ・届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

(3) 届出先

届出先は、事業所の所在地によって決まるものであり、主たる事業所の所在地ではないので注意してください。

区分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
② 事業所等のすべてが神戸市内に所在する事業者	神戸市福祉局監査指導課
③ ①および②以外の事業者	兵庫県 (法人所在地を所管する県民局又は県庁)

2. 神戸市ホームページ（各種様式等の掲載ページ）

主な手続きの必要様式は、以下の掲載ページよりダウンロードしてください。

確認事項	様式の掲載ページ
指定申請 指定変更申請	障害福祉サービス事業等の指定申請手続き（事業者向け） https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shiteshinse.html
給付費等算定届（加算届）	障害福祉サービス事業・障害児支援事業等の体制届（加算届） https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
指定更新	障害福祉サービス事業等の指定更新手続き（事業者向け） https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/shiteikoushin/syougai-koushin-guide.html
変更届	障害福祉サービス事業等の変更届 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/henkotodoke.html
業務管理体制整備	業務管理体制の整備に関する届出 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/gyomukanritaisei.html
廃止届 休止届 再開届	廃止・休止・再開・辞退・開始届など（障害福祉サービス等） https://www.city.kobe.lg.jp/z/fukushi/haishietc.html
処遇改善加算 特定処遇改善加算 ベースアップ等支援加算	処遇改善・特定処遇改善・ベースアップ等支援加算（障害福祉サービス等） https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/shogukaizentokutei.html

事業者の方へのご案内	国・兵庫県・神戸市からの通知等 https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kakushututi.html
神戸市基準	障害福祉サービス事業等に関する神戸市の基準 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/kobe-ki jun.html

3. 主な法令・通知

〔基本法令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月25日政令第10号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)

〔人員・設備・運営に関する指定基準〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの事業等 の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害者支援施設等 の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定地域相談支援の事業 の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定計画相談支援の事業 の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)
○児童福祉法に基づく 指定障害児相談支援の事業 の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)

〔人員・設備・運営に関する最低基準〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第174号) (対象:療養介護・生活介護・自立訓練・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第177号)(対象:障害者支援施設)

〔人員・設備・運営に関する指定基準の解釈通知〕

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの事業等 の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害者支援施設等 の人員、設備及び運営に関する基準について (平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定地域相談支援の事業 の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定計画相談支援の事業 の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
●児童福祉法に基づく 指定障害児相談支援の事業 の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

〔介護給付費・訓練等給付費の請求に関する基準(報酬告示)〕

○介護給付費等の請求に関する省令(平成18年9月29日厚生労働省令第170号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定地域相談支援 に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第124号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定計画相談支援 に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)

○児童福祉法に基づく**指定障害児相談支援**に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)

〔報酬告示に関する留意事項通知〕

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

●児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

厚生労働省法令等データベースサービス (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>)